

第十六回国会 大蔵委員會議録 第七号

昭和二十八年六月二十四日(水曜日) 午後二時九分開議

出席委員

- 委員長代理 理事内藤 友明君
- 理事吉米地英俊君 理事坊 秀男君
- 理事佐藤觀次郎君 理事井上 良二君
- 理事島村 一郎君

- 宇都宮徳馬君 大平 正芳君
- 黒金 泰美君 藤枝 泉介君
- 高原幸三郎君 福田 繁芳君
- 本名 武君 木原律典志君
- 久保田鶴松君 春日 一幸君
- 福田 祝夫君

- 出府政府委員
- 大蔵政務次官 愛知 揆一君
- 大蔵事務官 渡辺喜久造君
- (主税局長)
- 大蔵事務官 河野 通一君
- (銀行局長)
- 日本専売公 今泉 兼寛君
- 社監理官

- 検事 安原 美穂君
- 日本専売公 西川 三次君
- 社監理部長 椎木 文也君
- 専門員 黒田 久太君

六月二十四日 委員三和精一君辭任につき、その補欠として保利茂君が議長の指名で委員に選任された。

六月二十三日 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

閉鎖機關令の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案(内閣提出第九五号)

揮発油軽減に関する請願(中澤茂一君紹介)(第一四二四号)

石油関税の減免措置延期に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一四二八号)

本日(の)會議に付した事件 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案(内閣提出第一一七号)

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

一般會計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般會計への繰入金に関する法律案(内閣提出第三四四号)

昭和三十二年における一般會計、揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五五号)

昭和三十二年における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金償還期限の延期に関する法律案(内閣提出第三三三号)

昭和三十二年における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣提出第七一七号)

昭和三十二年における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣提出第七一七号)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)

閉鎖機關令の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

國の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律案(内閣提出第九五号)

國有財産法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五五号)

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

この際ちよつとお諮りいたします。午前中の建設委員会との連合審査会におきまして、道路整備費の財源等に関する臨時措置法案に對する申入れの件

する臨時措置法案に關し、建設委員会に申入れをする旨の発言をいたしましたのでありますが、この申入れの件について、理事各位の御協議の結果、その案文を決定いたしましたので、この際これを朗讀いたします。

現下の情況に鑑み、我國における道路整備の必要はこれを認め、且つ本法律案提案者の熱意はこれを諒とするも、その財源措置として揮発油収入額相当額をこれに充当せんとする目的税的の創設すること

は、我國の財政制度及税制の根本をみだすおそれがあると大蔵委員会は認める。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

のであります。かかるに依然として先ほど承つたような数字であります。これをいかにして七十万トンないし百万トンに向上せしめるかということの具体案がありますれば、参考にこの際承りたいと思ひます。

○西川説明員 われ／＼事務的の考えを申し上げますと、大体新規に塩田をつくるということ、既設の塩田の改善、改良をはかりまして、一町歩当りの生産をふやして行く。それから数量の増産には大して効果はないのであります。コストを下げるという面からいたしまして、塩を煮つめるところの煎熬設備を、従来ありましたような平釜とか、蒸気とかいうふうな原始的なものではなくて、真空式というふうな煎熬形態を持つて行くことが考えられるわけでありまして、その塩田の新設につきましては、これも大体二つにわかれます。従来のような入浜塩田を新規につくるということ、それから最近きわめて増産効果が高く、またコストの低いところの流下式と申しまして、一定の傾斜を設けて、粘結力の強い粘土を用いてつくりましたところの流下式塩田の二つがあります。この二つを比較いたしますと、流下式塩田というのは、粘土が大事でありますけれども、これを築造するコストについて申し上げますと、入浜塩田よりはるかに安くつくわけでありまして、その理由は、入浜塩田というのは、御承知のように堤防が必要でございます。堤防と塩田と合せまして、現在の物価では一町歩当り大体五百万から六百万という膨大な資金を要するわけでありまして、流下式の方は、それに比較して堤防を設ける必要がないという

点と、適当な粘土の所在地にもよりまされども、この粘土の多い岡山付近におきましては、大体一町歩当り九十万、あるいはせい／＼百五十万といつたコストでございます。要するに流下式塩田の方が資金が少なくて済むという点の一つ。それから従来流下式塩田によつての生産実績を調べてみますと、平均五割増産になつております。その理由としましては、従来入浜塩田では晴雨が決定的要件になりまして、雨が降つていないときには、塩田の作業をやるわけにはいかぬのであります。流下式の方は、雨のときはできませんけれども、雨上りのときに、入浜塩田の方が、砂をさらにかきわけ広げるのにも半日くらいかかるわけでありまして、流下式の方は、雨が上れば、コック一つひねればいいという点があります。要するに操業度と申しますか、そういう点が高いために、生産が五割方上昇するということになつております。そういう点からいたしまして、われ／＼としましては、今後生産を高めて行く方法として考えられるのは、大体原則的に流下式で行くべきである。これも従来入浜塩田で能率の悪い、生産の低いところの増産の突を上げて行く。また一方では、新規の流下式もつくつて行く。それから入浜塩田につきましては、できるだけ新規の入浜塩田の開設は避けまして、従来廃止あるいは休止されているような塩田を復活させるというふうなことで、例外的に入浜塩田の増設を考えて行く、こういうふうなことを考へておるわけでありまして、もちろんこれは、国の財政事情を考慮しての関係

でありまして、一町歩当り五百万、六百万かけても国内塩の増産がぜひとも必要であるというふうな、そういう至上命令でありますれば、この点はまた増産の余地はあると考えられるわけでありまして、しかしそういう一町歩あたり五百万から六百万もかかるといふことは、外国からの輸入塩の関係からしまして、資金効率が悪いといつて、こういう施策はとるべきじゃないというふうな考えを持つておるわけでありまして、それから真空式の場合であります。この点は従来そういう方針で参りましたので、あと平釜とか蒸気とかで残つていられるのはごくわずかでございまして、大体パーセンテージで申しますと、一割見当になつております。こういうものもできるだけ早い機会に真空式にかえて行きたい、こういう考えを持つております。

もう一つつけ加えたいと思ひます。これは、昨年の七月から操業いたしました。昨年は、これは海水から直接塩をつくりまして、これは海水から直接塩をつくる設備でございまして、公社としましては、国内製塩方式の一つの革命的な方法としまして、テスト・プラント式に一万トンの工場をつくつたのであります。この点は昨年の七月から動いておりましたが、現在塩がど／＼出ております。これは電力が豊富であつて低廉であれば、今後この方式にかえて行くことが最も企業的にも有利であるといふふうな考えられておるわけでありまして、この加圧方式が、全国の電源開発計画と並行しまして、各地に設立の要望があるようでありまして、鹿

児島県の屋久島というの、御承知の

ように電源開発地帯としてはきわめて恵まれたところのようでありまして、そこで十万吨・プラントの加圧式製塩工場をつくるというふうな計画がかなり進行しているようであります。それ以外にも三、四箇所くらいある程度そういう話が進行しているようでありまして、これも要するに豊富低廉なる電力が確保されれば、そういう方式も取入れなければいけない、こういうふうには考えております。現在のところでは、この増産計画の中には、具体的には計画として入れるところまでは至つておりませんが、そういうふうなものもいざれ具体的に計画の中に織り込まなければいけないのじやなからうか、かように考えている次第であります。

○福田(警)委員 ただいまの御答弁で、入浜塩田より流下式塩田の方が設備資金が非常に少い。それに加えて非常に大量にできるのだから、一応生産コストが非常に安いという点はよくわかる。加圧式は電力の関係があるから別にしまして、流下式塩田の場合には、今までの入浜塩田でもなく、また今までの、旧来と申しますか、かつて塩田であつたところ、そういうところでもなく、まったく新規に新しいものが開発を希望するといふような場合には、これをお認めになられる御方針であるかどうかということ、一応伺つておきたいと思ひます。

○西川説明員 われ／＼の方としましては、資金効率的の点を考えなければならぬ立場にある関係で、こういう場合には認めてもさしつかえないじやなからうかと考えております。と申しま

すのは、従来入浜塩田がございましたが、廃止または休止状態にある。一方その隣接の入浜塩田が現在稼働しておつて、煎熬設備もある。その煎熬設備の能力がかりに一万トンある。その煎熬設備の一万トンの能力に対して、實際のその付近の入浜塩田の鹹水の量が一万トンに足らぬといふような場合には、当然休止または廃止の塩田を復活いたしました。一万トンに達するようになれば、煎熬部門では新たに金をかけなくても、入浜塩田の復活だけによつて効果を上げる、こういうことになつておるので、そういうような場合には、当然取上げてほしいんじやなからうか、かように考えておる次第であります。

○福田(警)委員 参考にもう一点伺いたいのです。流下式塩田の場合と、この加圧式の場合との大体のコストがどういつた差がありますか、御参考におわかりであれば伺いたいと思ひます。

○西川説明員 加圧式の場合について申し上げますと、先ほど申しましたように、昨年の八月から稼働しておるわけでありまして、電力の確保が十分でございまして、その意味でフル稼働しておるわけではないのであります。そこで大体昨年の八月から最近までの稼働の実績によつて考えてみますと、キャパシティは一万トンであります。これは電力の供給が十分であれば、最高一万六千トンくらいとれるわけでありまして、そこで大体六千トンくらいと、それから一万トンくらい、それから一万六千トンというふうなことに一応かけて計算をしてみたわけでありまして、大体六千トン程度

すのは、従来入浜塩田がございましたが、廃止または休止状態にある。一方その隣接の入浜塩田が現在稼働しておつて、煎熬設備もある。その煎熬設備の能力がかりに一万トンある。その煎熬設備の一万トンの能力に対して、實際のその付近の入浜塩田の鹹水の量が一万トンに足らぬといふような場合には、当然休止または廃止の塩田を復活いたしました。一万トンに達するようになれば、煎熬部門では新たに金をかけなくても、入浜塩田の復活だけによつて効果を上げる、こういうことになつておるので、そういうような場合には、当然取上げてほしいんじやなからうか、かように考えておる次第であります。

であれば、コストが一トンについて二万四、五千円、それから一万トンの場合には大体二万四前後、それから一万六千トン程度になりますと八千五百円、こういうふうなことになるように思います。それから流下式につきましては、これは既設の入浜塩田の生産との比較になりますので、具体的な数字を申し上げるわけに行きませんが、先ほど申しましたように、増産のパーセンテージで申しますと、大体全国平均で、既設の入浜塩田よりも数量の点で五割方の増産になつております。それから数量の点ではないのでありますが、コストの面から申しますれば、入浜塩田の場合には、一町歩当り大体所要労働者が五、六人というふうな状態でありまして、流下式の場合には、大体一町歩当りせい／＼女、子供でも一人、二人で済むというふうな状態でございますので、三分の一ないし五分の一くらいな労働で足りる、こういうことになつております。

○福田(警)委員 もう一点参考を伺いたいのですが、先ほどのお話では、加圧式の十万吨・プラントの御計画中だというお話でございましたが、この十万吨・プラントが稼働を始めた場合には、この場合のコストは大体どんなお見通しでございますか。

○西川説明員 これもいろいろ仮定のもとに申し上げるよりしかたがないと思ひますが、現在われ／＼のところの設計書に出て参つておりますところの設計書によりまして、大体八千五百円から九千円程度の計算になつておるようであります。

○福田(警)委員 よくわかりました。そこで本案に戻りたいわけなんです

が、この法案は、大蔵省ないし専売公社が塩に関する行政上、単独立法として塩業組合を指導監督した方が便宜であるから提案なさつたか、あるいはまた、塩業者が中小企業等協同組合法では事業運営上はなだしく不便を感じるのので、現行の協同組合を塩業の実態に即せしめるために必要を感じて単独立法化するようによ望されて本案を作成されたか、いずれであるかということとを、これまた御参考におつたと思ひます。

○今泉政府委員 目的は今おつしやつた後者の目的から出ておるわけでございます。

○福田(警)委員 さすれば、農業協同組合法などにおいては、組合は組合員の貯金の受入れをなし得ることになつております。また旧専売法に基づく塩業組合でも、預金の受入れを行つていたはずであります。今回のこの政府提出の塩業組合法を見ますと、その規定が見当たらない。これはどういふ理由に基くこととあります。伺つておきたいと思ひます。

○今泉政府委員 この塩業組合に預金業務を取扱わしてくれないかという要望は、業界の方からはあつたわけでございます。大蔵省として検討いたしました結果、さしたつてこの塩業組合に預金業務を取扱わせることは、適当でなからうという結論を得ましたので、実はこの法案からその点を削除した次第でございます。なお詳細につきましては、ちようど銀行局長も見えておりますので、必要があれば、銀行局長の方からお答え申し上げます。

で、恐縮ですが、銀行局長の御意向を伺いたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 塩業組合につきまして、預金の受入れを認めるか認めないかという問題であります。私も、金庫制度全体として考えました場合に、預金の受入れを含む信用事業というものは、他の事業と兼営するということとは適当でないという強い原則をとつておるのであります。と申しますのは、たとえば経済事業と信用事業を兼営いたしますと、おのずから経済事業によるいろいろの影響が信用事業に及ぶ、その結果預金を保護しなければならぬという信用事業本来の使命に非常に悪い影響を及ぼすおそれがあるといつた考えから、信用事業は必ず専管でやる、独立の機関で、独立の責任者によつて運営されることが必要であるという原則に立つておるのであります。ただこれにつきましては、例外がある。それは今福田さんから御指摘のように、農業協同組合等がそれでありまして、この点、農業協同組合につきましても、本来筋を通せば、やはり経済事業と信用事業をわけざるべきものであらうと私は考えます。しかし農業というものは、特に非常に小さい限られた部落の協同性といつた点から農業といふものが営まれておる。そうしますと、その地方において金融機関の便宜が十分に与えられない。しかもこれらの小さい範囲の中において、信用事業と経済事業をわけた組合事業をやつて行くということになると、人手、コスト、いろいろの点からいって、なかなかその負担に耐えないという点もある。そういう非常な必要やむを得ない事情から、農業協同組合等につきま

しては、御指摘のように信用事業と経済事業を兼営させておるのが実情であります。これは私も、金融制度本来の趣旨から言へば、必ずしも本筋はそうあるべきではないと思ひますが、農業という特殊の事情から、これはやむを得ないと考えております。なお今お話のありました事業協同組合につきましても、これは主として都市にある商工業の協同組合であります。かねてこれらが預金業務の取扱いを認めてもらいたいという非常に強い要望があるものでありますけれども、今申し上げました原則論に立ちまして、これらにつきましても、私ももととしては、事業協同組合に預金業務を認めることは適当でないという観点に立つて、その方針を貫いている実情にあるわけであり

○福田(警)委員 ただいまの銀行局長の御意見は、銀行局長のお立場としてしごくもつともである点は、私も了承できるのであります。そこで幸いに、ただいま愛知政務次官がお越しでございますから、愛知政務次官に伺いたいと思ひます。

この問題は、お聞きのような銀行局長のお話でございますが、もと／＼専売法に基く塩業組合当時ですら預金を受入れた、同時に今お話のごとくに、農業協同組合もさようなわけです。そして前提として、国内塩の増産は絶対的必要急務であるというので、こういう法律案を出されたのでありますから、むしろこの際、仏つくつて魂入れるという意味合いにおいて、原案を訂正されて、農協と同様に貯金の受入れをなし得られるようにすることが、とりもなおさず目下の急務であること

ろの国内塩の増産に即応するゆえんでなからうかと私は思うのですが、大蔵政務次官としていかようにお考えになれるか、一応伺つておきたいと思ひます。

○愛知政府委員 大蔵省といたしましては、一応ただいま銀行局長から御説明申し上げましたような意見で、この法律案をとりまけたわけでございます。現在においては、預金業務をいたすことはちよつといかがかと思ひ考へているわけでございますが、なお将来の問題としては、十分検討させていただきます。と思ひます。

○内藤委員長代理 次に、一昨二十二日本委員会に付託されました造幣局特別会計法の一部を改正する法律案、昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案、及び同日予備審査のため付託されました証券投資信託法の一部を改正する法律案、また昨二十三日日本委員会に付託されました食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、閉鎖機関令の一部を改正する法律案、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案、及び保険業法等の一部を改正する法律案の八法案を一括議題として、まず政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。愛知大蔵政務次官。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案
造幣局特別会計法の一部を改正する法律案
造幣局特別会計法(昭和二十五年

法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七條 削除
第八條中「補助貨幣」の下に「(貨幣法(明治三十年法律第十六号)第三條に規定する貨幣で金貨幣以外のもの及び同法第十七條の規定により通用する貨幣並びに臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)第二條に規定する臨時補助貨幣をいう。以下同じ。)」を加える。

第十八條第一項中「補助貨幣の回収に充てるため」を削り、「第九條の規定により編入する金額」を第九條又は第三十二條第一項の規定により編入する金額、第十八條の二第三項の規定による一般会計からの繰入金に改め、「この会計の歳入に繰り入れる金額を除く。」を削り、同條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

2 回収準備金は、補助貨幣の引換又は回収に必要な金額に充てるものとする。
第十八條の次に次の一條を加える。

(回収準備金の使用)

第十八條の二 回収準備金は、前條第二項の規定により補助貨幣の引換又は回収に充てる外、予算の定めるところにより、補助貨幣の製造に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張及び改良に要する費用に使用することができる。

2 前項の規定により固定資産の拡張及び改良のため使用した回収準備金の額は、この会計の固有資本の増加に充てるものとする。

3 補助貨幣の引換又は回収上回収準備金が不足があるときは、第一項の規定により固定資産の拡張及び改良のため回収準備金を使用した金額の範囲内において、その不足を補てんするため必要な金額を、一般会計から、予算の定めるところにより、回収準備資金に繰り入れることができる。

第十九條 回収準備資金に属する現金は、資金運用部に預託する場合に限り、運用することができる。
2 前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金は、回収準備資金に編入するものとする。

第三十一條中「第七條第一項」を「第十八條の二第一項」に改める。
第三十二條の見出しを「利益の回収準備資金への編入」に改め、同條第一項中「当該利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付するものとする。」を「当該利益を生じた年度の翌年度内に、回収準備資金に編入しなければならぬ。」に改め、同條第二項中「一般会計へ」を「回収準備資金に」に、「納付」を「編入」に、「当該年度の」を「当該利益を生じた年度の翌年度内に」に改め、同條第三項中「当該年度の」を「翌年度に」に、「翌年度」を「翌翌年度」に、「一般会計へ納付」を「回収準備資金に編入」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、第七條及び第十八條の二の改正規定は、昭和二十八年六月二十四日以後の

正規定は、昭和二十八年六月二十四日以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。
2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前に決算上の利益の処理に關しては、なお従前の例による。

昭和二十八年六月二十四日以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。
2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前に決算上の利益の処理に關しては、なお従前の例による。

昭和二十八年六月二十四日以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。
2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前に決算上の利益の処理に關しては、なお従前の例による。

昭和二十八年六月二十四日以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。
2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前に決算上の利益の処理に關しては、なお従前の例による。

昭和二十八年六月二十四日以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。
2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前に決算上の利益の処理に關しては、なお従前の例による。

昭和二十八年六月二十四日以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。
2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前に決算上の利益の処理に關しては、なお従前の例による。

昭和二十八年六月二十四日以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。
2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前に決算上の利益の処理に關しては、なお従前の例による。

昭和二十八年六月二十四日以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。
2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前に決算上の利益の処理に關しては、なお従前の例による。

昭和二十八年六月二十四日以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。
2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前に決算上の利益の処理に關しては、なお従前の例による。

(一般会計からの資金のみなし繰入)
第三条 政府が昭和二十八年六月二十四日以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。

昭和二十八年六月二十四日以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。
2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前に決算上の利益の処理に關しては、なお従前の例による。

昭和二十八年六月二十四日以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。
2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前に決算上の利益の処理に關しては、なお従前の例による。

昭和二十八年六月二十四日以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。
2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前に決算上の利益の処理に關しては、なお従前の例による。

昭和二十八年六月二十四日以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。
2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前に決算上の利益の処理に關しては、なお従前の例による。

昭和二十八年六月二十四日以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。
2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前に決算上の利益の処理に關しては、なお従前の例による。

昭和二十八年六月二十四日以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。
2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前に決算上の利益の処理に關しては、なお従前の例による。

昭和二十八年六月二十四日以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。
2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前に決算上の利益の処理に關しては、なお従前の例による。

前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載したものでなければならぬ。
一 追加信託をすることができる元本の限度額
二 当該受益証券が追加信託に係るものであるときは、その発行の際までに追加信託をした信託の元本の額及び受益権の総口数

第二章の標題中「登録」を「免許」に改める。
第六條を次のように改める。
(免許の申請)
第六條 委託会社とならうとする会社は、大蔵大臣の免許を受けなければならない。

2 前項の免許を受けようとする会社は、左に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。
一 商号及び資本の額
二 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所
三 取締役の氏名

3 前項の免許申請書には、定款、会社登記簿の謄本、信託契約締結に關する計画書その他大蔵省で定める書類を添付しなければならない。
第七條を削り、第八條及び第九條を次のように改める。
(免許基準)
第七條 大蔵大臣は、前條第二項の規定による免許の申請があつた場合において、その申請が第一号及び第二号に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 免許申請者の人的構成及び有

一 免許申請者の人的構成及び有

一 免許申請者の人的構成及び有

一 免許申請者の人的構成及び有

価証券への投資の経験及び能力並びに証券市場の状況等に照らし、当該免許申請者が証券投資信託の委託者としての業務を行うに十分な適格性を有する者であること。

二 証券投資信託の委託者としての業務の収支の見込が良好であること。

2 大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、左の各号の一に該当する場合を除いて、その免許を与えなければならぬ。

一 免許申請者が資本の額が五十万円以上の株式会社でないこと。

二 免許申請者がこの法律又は証券取引法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であること。

三 免許申請者が第二十二條第一項若しくは第二十三條第一項第一号ハの規定によりその免許を取り消され、又は証券取引法第三十九條、第四十條第三項、第五十七條第一項若しくは第五十九條の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 免許申請者がその取締役のうちから二までの一に該当する者のある会社であるとき。

イ 破産者で復権を得ないもの
ロ 禁じ以上の刑に処せられ、

又はこの法律若しくは証券取引法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

ハ 委託会社が第二十二條第一項若しくは第二十三條第一項第一号ハの規定により免許を取り消された場合又は証券取引法第二十九條に規定する証券業者が同法第三十九條、第四十條第三項、第五十七條第一項若しくは第五十九條の規定により登録を取り消された場合において、取消があつた日以前三十日以内に当該会社の取締役であつた者で、取消の日から五年を経過するまでのもの

ニ 第二十三條第一項第二号又は証券取引法第五十九條の規定により解任を命ぜられた取締役で当該処分があつた日から五年を経過するまでのもの

五 免許申請書又はその添附書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。

八 大蔵大臣は、第六條第二項の規定による免許の申請があつた場合において、その免許を与えることが適当でないときは、免許申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならぬ。

2 大蔵大臣が、第六條第一項の規定による免許を与えることとし、

又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。この場合において、免許を与えない旨の通知には、その理由を示さなければならぬ。

第十條第一項中「第七條第一項第一号から第三号まで」を「第六條第二項各号」に改め、同条第二項中「左に掲げる書類」を「当該変更を証する書面その他の大蔵省令で定める書類」に改め、同項各号を削り、同条を第九條とする。

第十一條を次のように改める。
第十條及び第十一條 削除
第十六條第一項中「貸付」の下に「（コールローンを除く）」を加える。

第四章中第二十一條の前に次の三條を加える。
（役員兼職制限）
第二十二條の二 委託会社の常務に従事する取締役が、他の会社の常務に就任し、又は事業を営もうとする場合には、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

（廃業、解散等についての認可）
第二十二條の三 左に掲げる事項は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
一 委託会社の業務の廃止又は委託会社の解散の決議
二 委託会社の合併又は営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受

第二十條の四 委託会社が合併の決議をした場合において、信託契約に関する業務以外の業務を兼ねて

営んでいないときは、商法（明治三十二年法律第四十八号）第百條第一項に規定する一定の期間は、同項但書の規定にかかわらず、一月まで短縮することができる。

2 前項の規定は、合併に因る株式併合の場合における商法第三百七十七條第一項に規定する一定の期間について準用する。
第二十一條中「若しくは受託会社」を「受託会社若しくはこれらの会社であつた者」に、「委託会社の信託財産その他の業務」を「証券投資信託の信託財産若しくは委託会社、受託会社若しくはこれらの会社であつた者の証券投資信託に係る業務」に改める。

第二十二條第一項各号列記以外の部分中「登録」を「免許」に改め、同条第一項各号を次のように改める。
一 第七條第二項第一号から第三号までの一に該当することとなつたとき。
二 免許当時第七條第二項第一号から第三号までの一に該当していたことを発見したとき。

第二十二條第二項から第四項までを次のように改める。
2 大蔵大臣は、前項の規定により免許を取り消した場合において、遅滞なくその旨及びその理由を書面をもつて委託会社に通知しなければならない。
第二十三條第一項第一号を次のように改める。

一 委託会社がこの法律若しくは証券取引法若しくはこれらの法律に基く命令（以下「この法律

等」と總称する。）の法律等に基いてする行政官庁の処分若しくは信託契約に違反した場合、その資産内容が不良となつた場合又はその指図が適正を欠くため信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合において、公益又は投資者保護のため適當であると認めるときは、左に掲げる処分

イ 新たな信託契約の締結又は現に存する信託契約について元本の追加信託をしてはならない旨を命ずること。
ロ 現に存する信託契約に基く信託契約の解約若しくは当該信託契約の変更を命じ、又は大蔵大臣があらかじめ当該信託契約に係る受託会社及び他の委託会社の同意を得た上、当該信託契約に関する業務をその同意を得た他の委託会社に引き継ぐことを命ずること。

ハ 当該委託会社の免許の取消をすること。
第二十三條第一項第二号中「法令若しくは信託契約に違反し、又はその取締役が法令に違反した場合」を「この法律等若しくは信託契約に違反し、又はその取締役がこの法律等に違反した場合」に改め、「違反行為をした取締役」の下に「その取締役が第七條第二項第四号イからニまでの一に該当することとなり、若しくは免許当時同号イからニまでの一に該当していたことを発見した場合」において、その取締役を加え、同

等」と總称する。）の法律等に基いてする行政官庁の処分若しくは信託契約に違反した場合、その資産内容が不良となつた場合又はその指図が適正を欠くため信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合において、公益又は投資者保護のため適當であると認めるときは、左に掲げる処分

イ 新たな信託契約の締結又は現に存する信託契約について元本の追加信託をしてはならない旨を命ずること。
ロ 現に存する信託契約に基く信託契約の解約若しくは当該信託契約の変更を命じ、又は大蔵大臣があらかじめ当該信託契約に係る受託会社及び他の委託会社の同意を得た上、当該信託契約に関する業務をその同意を得た他の委託会社に引き継ぐことを命ずること。

ハ 当該委託会社の免許の取消をすること。
第二十三條第一項第二号中「法令若しくは信託契約に違反し、又はその取締役が法令に違反した場合」を「この法律等若しくは信託契約に違反し、又はその取締役がこの法律等に違反した場合」に改め、「違反行為をした取締役」の下に「その取締役が第七條第二項第四号イからニまでの一に該当することとなり、若しくは免許当時同号イからニまでの一に該当していたことを発見した場合」において、その取締役を加え、同

等」と總称する。）の法律等に基いてする行政官庁の処分若しくは信託契約に違反した場合、その資産内容が不良となつた場合又はその指図が適正を欠くため信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合において、公益又は投資者保護のため適當であると認めるときは、左に掲げる処分

条第二項及び第三項を次のように改める。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をした場合においては、遅滞なくその旨及びその理由を、書面をもつてその処分を受ける委託会社又は取締役の属する委託会社に通知しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項第一号の規定により信託契約に関する業務の引継を命じた場合においては、遅滞なくその旨を委託会社及びその引継を受ける委託会社に通知しなければならない。

第二十三條の次に次の一条を加える。

第二十三條の二 大蔵大臣は、委託会社又は受託会社が第一号又は第二号に該当することとなる場合において、当該委託会社又は受託会社に係る信託契約の存続が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、当該委託会社又は受託会社に対し、大蔵大臣があらかじめ当該信託契約に係る委託会社又は受託会社及び他の委託会社又は受託会社の同意を得た上、当該信託契約に関する業務をその同意を得た他の委託会社又は受託会社に引き継ぐことを命ずることができる。

一 委託会社が第二十二條第一項又は前条第一項第一号への規定により免許を取り消されること。

二 受託会社が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消されること。

大蔵大臣は、前項の同意を得ら

れない場合においては、同項に規定する当該委託会社に対しその旨、当該委託会社が前項第一号に該当することとなる虞があること及び次項の規定による申請の期限を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた委託会社は、当該通知に係る期限までに、信託契約の存続の承認の申請をすることができる。

4 大蔵大臣は、前項の申請があつた場合においては、第二十二條第一項又は前条第一項第一号への規定により当該委託会社の免許を取り消した日以後、当該信託契約の存続期間その他につき条件を附して、当該信託契約を存続させることを承認することができる。この場合において、当該委託会社であつた者は、その業務の執行の範囲内において、第六條第一項の規定による免許を取り消されていないものとみなす。

5 第八條第二項の規定は、前項の規定による信託契約の存続の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「免許申請者」とあるのは、「承認申請者」と読み替へるものとする。

第二十五條の次に次の一条を加える。

(免許及び認可の失効)
第二十五條の二 委託会社が、この法律の規定による免許を受けた日から六月以内に証券投資信託の委託者とならないときは、その免許は、効力を失う。

2 委託会社が、この法律の規定による認可を受けた日から六月以内

にその認可を受けた事項を履行しないときは、その認可は、効力を失う。

3 やむを得ない事由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、前二項の規定は、適用しない。

第二十六條第一項第一号を次のように改める。

一 委託会社が第二十二條第一項又は第二十三條第一号への規定により免許を取り消されたとき。

第二十六條第二項第一号中「第二十二條第二項」を「第二十三條の二第一項」に改め、「引継をしたとき」の下に「、又は同条第四項の規定により信託契約の存続の承認を受けたとき」を加え、同項第三号中「登録の申請をして当該登録を受けたとき」を「免許の申請をして当該免許を受けたとき」に改める。

第三十二條第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、以下同条第四号までを一号ずつ繰り上げ、同条に第四号として次のように加える。

四 第二十條の二の規定に違反して、承認を受けないで他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだとき。

第三十八條中第一号を削り、第二号を第一号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の証券投資信託法（以下「新法」という。）第五條第七項の規定は、この法律施行の日前に発行された受益証券については、適用しない。

3 この法律施行の際、現に改正前の証券投資信託法（以下「旧法」という。）第七條第一項の規定により登録されている会社は、新法第六條第一項の規定による免許を受けたものとみなす。

4 この法律施行の際、現に新法第二條第三項に規定する委託会社の常務に従事する取締役であつて、現に他の会社の常務に従事し、又は事業を営んでいるものが、当該他の会社の常務に従事し、又は当該事業を営むことについては、新法第二十條の二の規定は、この法律施行の日から六月を限り、適用しない。

5 旧法第二十二條第一項による登録の取消は、新法の適用については、新法第二十二條第一項の規定による免許の取消とみなす。

6 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第四十九号及び第十條第二十二号中「登録」を「免許」に改める。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律
食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。
政府（当分の内食糧管理法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百五十八号）附則第二項ノ規定ニ基テ政令ノ定ムル所ニ依ル同項ノ妻ノ壳渡ニ因リ生ズル損失ヲ補填スル為テ算ニ定ムル金額ノ範圍内ニ於テ一般会計ヨリ本会計ニ繰入金ヲ為スコトヲ得

附則
この法律は、公布の日から施行する。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案
国民金融公庫法の一部を改正する法律
国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項中但書を削る。
第四條に次の一項を加える。

3 第一項の規定により業務の一部を代理する金融機関の役員又は職員であつて当該代理業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五條第一項中「百三十億圓」を「百七十五億圓」に改める。

第十七條中「明治四十年法律第四十五号」を削り、同條の次に次の一條を加える。

(退職手当)

第十七條の二 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

第二十二條の二第一項中「公庫の予算に定められた金額の」を削る。

第二十三條中「若しくは復興金融債券」を削る。

第三十二條第一号中「認可」の下に「又は承認」を加える。

第三十五條から第四十條までを次のように改める。

第三十五條から第四十條まで 削除

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、改正前の国民金融公庫法第三十五條及び第三十七條の規定は、昭和二十八年九月三十日まで、なお、その効力を有する。

2 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定に基いて国民金融公庫に設けられた共済組合（以下「共済組合」という。）は、昭和二十八年十月一日に解散するものとする。

3 共済組合の解散及び清算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十三條、第七十四條本文、第七十八條から第八十條まで、第八十二條及び第八十三條

（法人の清算の規定を準用する。この場合において、同法第七十四條本文中「理事」とあるのは「国民金融公庫總裁」と、同法第八十二條中「裁判所」とあるのは「大蔵大臣」と読み替へるものとする。）

4 共済組合が解散した場合において、残余財産があるときは、その残余財産は、政令で定めるところにより、国民金融公庫又は国民金融公庫に係る健康保険の保険者（以下「保険者」という。）に帰属する。

5 前二項に規定するものの外、共済組合の清算に関して必要な事項は、政令で定める。

6 昭和二十八年九月三十日に現に共済組合の組合員である者については、同日に退職したものとみなして国家公務員共済組合法の退職給付に関する規定を適用する。

7 昭和二十八年十月一日以後において国家公務員共済組合法の規定により支給すべき退職年金、廢疾年金及び遺族年金並びに廢疾一時金及び年金者遺族一時金は、国民金融公庫がその負担において支給するものとする。但し、前項に規定する者が昭和二十八年十月一日前に廢疾にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発した疾病のため同日以後に退職した場合においては、同法第四十二條（廢疾年金）及び同法第四十五條（廢疾一時金）の規定の適用はないものとする。

8 共済組合が国家公務員共済組合法の規定により負担した、又は負担すべきであつた保健給付及び引

業給付の義務は、保険者が承継する。

9 前項の規定により保険者がする給付の費用の二分の一は、国民金融公庫が負担するものとし、当該給付の額及び支給の条件については、なお従前の例による。但し、昭和二十八年九月三十日に現に共済組合の組合員である者が、同日以後引き続き国民金融公庫に在職し、この法律の施行により健康保険の被保険者となつた場合においては、その健康保険の被保険者となつたことに因つては、その者に

ついての給付の支給を打ち切らないものとする。

10 第八項の規定により保険者が給付を行う場合においては、前項但書の規定に該当する者については、当該給付の原因となつた事故と同一の原因に基く健康保険の保険給付は行わない。

11 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二條中「及び日本電信電話公社」を、「日本電信電話公社及び住宅金融公庫」に改め、「又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）及び「農林漁業金融公庫の役員及び職員を除く。」を削る。

12 この法律施行前から引き続き国民金融公庫に在職する者がこの法律施行後六月以内に退職した場合においては、その職員がこの法律施行後もなお国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する

法律に規定する職員として在職していたものとみなして、同法第十條の規定を適用する。

閉鎖機關令の一部を改正する法律

閉鎖機關令の一部を改正する法律

第十九條第二項中「在外活動閉鎖機關以外の閉鎖機關で、」を「閉鎖機關のうち、」に、「大蔵大臣の承認を得て、当該在外債務の總額を確実に弁済するに足りる金額に達するまでの財産を」を「当該在外債務の總額が当該閉鎖機關の財産（債務を除く。）のうち本邦内に在る財産以外のもの（以下在外資産という。）の總額をこえる場合にはその超過額（当該閉鎖機關につき政令で一定の金額を定めたときは、その金額を加算した額）に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、その他の場合において当該閉鎖機關につき政令で一定の金額を定めたとときはその金額に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、大蔵大臣の承認を得て、それぞれ」に改め、同條第三項中「前項の規定により留保した財産が在外債務の總額を確実に弁済するに足りる金額に満たなかつた場合においては、同項」を「前項」に、「大蔵大臣の承認を得て、当該財産のうちからその満たなかつた部分の金額に達するまでの財産を留保した後でなければ」を「大蔵大臣の承認を得た後でなければ」に改め、同條第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同條第五項及び第六

項を次のように改め、同條第一項を削る。

第一項の規定により政令で金額を定める場合には、同項の規定により閉鎖機關の留保する財産が当該閉鎖機關の在外債務の總額をこえることとならないようにしなければならない。

第十九條の三第一項及び第六項中「並びに在外活動閉鎖機關及び第十九條第二項又は第三項」を「及び第十九條第一項又は第十九條の三第一項」に改め、同條第二項中「特殊清算人は、」の下に「命令の定めるところにより、」を加える。

第十九條の五第一項中「その他これらに準ずるものは、」の下に「第十九條の五第一項に規定する場合を除き、」を加える。

第十九條の六中「大蔵大臣」を「特殊清算が終了した場合においては、大蔵大臣（閉鎖機關の新会社が成立した場合には、新会社）」に、「第十九條の四」を「第十九條の二十二」に改める。

第十九條の七第一項中（明治三十二年法律第四十八号）及び（明治三十一年法律第十四号）を削る。

第十九條の三を第十九條の二十一とし、以下第十九條の七までを十八條ずつ繰り下げ、第十九條の二の次に次の十八條を加える。

第十九條の三 株式会社（これと同種の外国会社を含む。）である閉鎖機關については、その発行済株式の總数の十分の一以上に當る株式を有する株主は、閉鎖機關の株主に對し新たに払込又は出資をさせないで株式を引き受けさせることにより当該閉鎖機關の本邦内に在る財

産を次のように改め、同條第一項を削る。

法律に規定する職員として在職していたものとみなして、同法第十條の規定を適用する。

閉鎖機關令の一部を改正する法律

閉鎖機關令の一部を改正する法律

第十九條第二項中「在外活動閉鎖機關以外の閉鎖機關で、」を「閉鎖機關のうち、」に、「大蔵大臣の承認を得て、当該在外債務の總額を確実に弁済するに足りる金額に達するまでの財産を」を「当該在外債務の總額が当該閉鎖機關の財産（債務を除く。）のうち本邦内に在る財産以外のもの（以下在外資産という。）の總額をこえる場合にはその超過額（当該閉鎖機關につき政令で一定の金額を定めたときは、その金額を加算した額）に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、その他の場合において当該閉鎖機關につき政令で一定の金額を定めたとときはその金額に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、大蔵大臣の承認を得て、それぞれ」に改め、同條第三項中「前項の規定により留保した財産が在外債務の總額を確実に弁済するに足りる金額に満たなかつた場合においては、同項」を「前項」に、「大蔵大臣の承認を得て、当該財産のうちからその満たなかつた部分の金額に達するまでの財産を留保した後でなければ」を「大蔵大臣の承認を得た後でなければ」に改め、同條第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同條第五項及び第六

項を次のように改め、同條第一項を削る。

第一項の規定により政令で金額を定める場合には、同項の規定により閉鎖機關の留保する財産が当該閉鎖機關の在外債務の總額をこえることとならないようにしなければならない。

第十九條の三第一項及び第六項中「並びに在外活動閉鎖機關及び第十九條第二項又は第三項」を「及び第十九條第一項又は第十九條の三第一項」に改め、同條第二項中「特殊清算人は、」の下に「命令の定めるところにより、」を加える。

第十九條の五第一項中「その他これらに準ずるものは、」の下に「第十九條の五第一項に規定する場合を除き、」を加える。

第十九條の六中「大蔵大臣」を「特殊清算が終了した場合においては、大蔵大臣（閉鎖機關の新会社が成立した場合には、新会社）」に、「第十九條の四」を「第十九條の二十二」に改める。

第十九條の七第一項中（明治三十二年法律第四十八号）及び（明治三十一年法律第十四号）を削る。

第十九條の三を第十九條の二十一とし、以下第十九條の七までを十八條ずつ繰り下げ、第十九條の二の次に次の十八條を加える。

第十九條の三 株式会社（これと同種の外国会社を含む。）である閉鎖機關については、その発行済株式の總数の十分の一以上に當る株式を有する株主は、閉鎖機關の株主に對し新たに払込又は出資をさせないで株式を引き受けさせることにより当該閉鎖機關の本邦内に在る財

産を次のように改め、同條第一項を削る。

法律に規定する職員として在職していたものとみなして、同法第十條の規定を適用する。

閉鎖機關令の一部を改正する法律

閉鎖機關令の一部を改正する法律

第十九條第二項中「在外活動閉鎖機關以外の閉鎖機關で、」を「閉鎖機關のうち、」に、「大蔵大臣の承認を得て、当該在外債務の總額を確実に弁済するに足りる金額に達するまでの財産を」を「当該在外債務の總額が当該閉鎖機關の財産（債務を除く。）のうち本邦内に在る財産以外のもの（以下在外資産という。）の總額をこえる場合にはその超過額（当該閉鎖機關につき政令で一定の金額を定めたときは、その金額を加算した額）に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、その他の場合において当該閉鎖機關につき政令で一定の金額を定めたとときはその金額に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、大蔵大臣の承認を得て、それぞれ」に改め、同條第三項中「前項の規定により留保した財産が在外債務の總額を確実に弁済するに足りる金額に満たなかつた場合においては、同項」を「前項」に、「大蔵大臣の承認を得て、当該財産のうちからその満たなかつた部分の金額に達するまでの財産を留保した後でなければ」を「大蔵大臣の承認を得た後でなければ」に改め、同條第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同條第五項及び第六

項を次のように改め、同條第一項を削る。

第一項の規定により政令で金額を定める場合には、同項の規定により閉鎖機關の留保する財産が当該閉鎖機關の在外債務の總額をこえることとならないようにしなければならない。

第十九條の三第一項及び第六項中「並びに在外活動閉鎖機關及び第十九條第二項又は第三項」を「及び第十九條第一項又は第十九條の三第一項」に改め、同條第二項中「特殊清算人は、」の下に「命令の定めるところにより、」を加える。

第十九條の五第一項中「その他これらに準ずるものは、」の下に「第十九條の五第一項に規定する場合を除き、」を加える。

第十九條の六中「大蔵大臣」を「特殊清算が終了した場合においては、大蔵大臣（閉鎖機關の新会社が成立した場合には、新会社）」に、「第十九條の四」を「第十九條の二十二」に改める。

第十九條の七第一項中（明治三十二年法律第四十八号）及び（明治三十一年法律第十四号）を削る。

第十九條の三を第十九條の二十一とし、以下第十九條の七までを十八條ずつ繰り下げ、第十九條の二の次に次の十八條を加える。

第十九條の三 株式会社（これと同種の外国会社を含む。）である閉鎖機關については、その発行済株式の總数の十分の一以上に當る株式を有する株主は、閉鎖機關の株主に對し新たに払込又は出資をさせないで株式を引き受けさせることにより当該閉鎖機關の本邦内に在る財

産を次のように改め、同條第一項を削る。

産（第十九条第一項に規定する閉鎖機関については、在外債務の総額が在外資産の総額をこえる場合）にはその超過額（当該閉鎖機関につき同項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額を加算した額）、その他の場合において当該閉鎖機関につき同項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額にそれぞれ相当する本邦内に在る財産（債務を除く）を留保した後の財産に限る。）をもつて株式会社を設立すべきことを特殊清算人に対して申し立てることができる。

前項の申立は、書面で行わなければならない。
前項の書面（以下申立書という。）には、左の事項を記載しなければならない。

一 申立人の氏名又は名称及び住所
二 閉鎖機関の名称
三 申立の趣旨
四 新たに設立しようとする株式会社（以下新会社という。）の目的及び業務の概要

五 その他必要な事項
第十九条の四 特殊清算人は、前条第一項の規定による申立があつたときは、遅滞なく大蔵大臣にその旨を報告するとともに、新会社の設立手続の開始の承認を求めなければならない。

特殊清算人は、前項の規定による承認があつたときは、その承認に際し大蔵大臣の指定する日（以下計画基準日という。）以後当該閉鎖機関の債務（大蔵大臣の指定するものを除く。）の弁済を停止し、その承認のあつた日から三月以内に申立書の趣旨に従つて新会社設立計画案（以下計画案という。）を作成し、これについて株主総会の決議を経なければならない。
前項の計画案には、左に掲げる事項を定めなければならない。
一 新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法
二 新会社が発行する株式の総数及び設立に際して発行する株式の総数
三 新会社が額面株式を発行するときは、一株の金額
四 新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に与えることを定めたときは、これに関する事項
五 閉鎖機関の株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項
六 新会社の負担となるべき設立費用
七 その他新会社の定款に記載すべき事項
八 設立の際における新会社の資本及び準備金の額
九 新会社の設立の際に閉鎖機関から新会社に移転すべき財産及びその価格
十 新会社の設立の日から一年間の事業計画及び資金計画の概要
十一 その他必要な事項
特殊清算人は、計画案を作成す

る場合には、申立人の意見を参酌しなければならない。
第十九条の五 特殊清算人は、前条第二項の株主総会の決議を求め、会日をもって株主総会を招集しなければならない。
前項の場合においては、本邦外に本店を有する閉鎖機関については、他の法令又は定款にかかわらず、本邦内の主たる営業所の所在地において、株主総会を招集することができる。

第一項の規定により株主総会を招集する場合には、会日から二週間前、株主に対し株主総会の会日及び会議の目的である事項を通知する外、命令の定めるところにより、これらの事項を公告しなければならない。

前条第二項の株主総会の決議は、発行済株式の総数の二分の一以上にある株式を有する株主の賛成によるものでなければならない。
特殊清算人は、第三項の規定による公告をする場合には、計画案の外、閉鎖機関の計画基準日の午前零時における財産目録及び貸借対照表、指定日から計画基準日までの収支計算書並びに債務の弁済及び残余財産の分配に関する一覧表をその主たる事務所に備え置き、株主の閲覧に供しなければならない。

第十九条の六 特殊清算人は、計画案について第十九条の四第二項の株主総会の決議があつたときは、遅滞なく当該計画案に前条第五項に規定する書類を添えて、これを

大蔵大臣に提出し、その認可を受けなければならない。
第十九条の七 特殊清算人は、前条の規定による認可を申請したときは、遅滞なく、閉鎖機関に対して債権（本邦内に在る財産に限る。）を有する者（以下国内債権者という。）に対し、当該申請に係る計画案及び新会社の設立により当該債権が当該新会社に移転することについて異議があるときは一月以内

に事由を具して大蔵大臣に申し出るべき旨を公告し、且つ、知れて各別にその旨を催告しなければならない。
国内債権者は、前項の期間が経過した後は、同項の異議を申し出ることができない。
第十九条の五第五項の規定は、第一項の規定による公告をする場合において、これを準用する。この場合において、第十九条の五第五項中「株主」とあるのは「国内債権者」と読み替へるものとする。

第十九条の八 大蔵大臣は、第十九条の六の規定による認可の申請があつた場合において、その申請に係る計画案が左に掲げる要件を備えていると認めるときは、前条第一項の期間の経過後、当該計画案を認可するものとする。
一 計画が法律の規定に違反してないこと。
二 計画が公正、衡平であり、且つ、遂行可能であること。
大蔵大臣は、前項の規定により計画案の認可をする場合において、閉鎖機関の国内債権者が前条

第一項の異議を申し出たときは、当該閉鎖機関をして、当該国内債権者につき弁済せしめ若しくは相當の担保を受けせしめ又は当該国内債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託せしめることを条件として、且つ、計画案に所要の修正を加えて認可するものとする。
前項の場合の外、大蔵大臣は、第一項の規定による計画案の認可に際し、計画案に所要の修正を加えて認可することができる。

第十九条の九 特殊清算人は、前条の規定による計画案に認可があつたときは、遅滞なく、その旨を公告し、且つ、認可を受けた計画案（以下決定計画という。）をその主たる事務所に備え置き、利害関係人の閲覧に供しなければならない。

第十九条の十 特殊清算人は、やむを得ない事由により決定計画に定める事項を変更する必要を生じたときは、これを変更し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。
第十九条の四第二項から第四項まで及び第十九条の五から前条までの規定は、前項の場合に、これを準用する。

第十九条の十一 特殊清算人は、第十九条の八の規定による計画案の認可があつたときは、遅滞なく、募集設立に関する商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定に準じ決定計画の定に従つて新会社を設立しなければならない。この場

るものを除く。）の弁済を停止し、その承認のあつた日から三月以内に申立書の趣旨に従つて新会社設立計画案（以下計画案という。）を作成し、これについて株主総会の決議を経なければならない。
前項の計画案には、左に掲げる事項を定めなければならない。
一 新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法
二 新会社が発行する株式の総数及び設立に際して発行する株式の総数の総数
三 新会社が額面株式を発行するときは、一株の金額
四 新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に与えることを定めたときは、これに関する事項
五 閉鎖機関の株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項
六 新会社の負担となるべき設立費用
七 その他新会社の定款に記載すべき事項
八 設立の際における新会社の資本及び準備金の額
九 新会社の設立の際に閉鎖機関から新会社に移転すべき財産及びその価格
十 新会社の設立の日から一年間の事業計画及び資金計画の概要
十一 その他必要な事項
特殊清算人は、計画案を作成す

合において、発起人の職務は、特殊清算人が行う。

前項の場合においては、検査役を選任することを要しない。

第十九条の十二 新会社の創立總會においては、決定計画に定める事項に反して決議をすることができない。

第十九条の十三 新会社の設立の登記の申請書には、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百八十七条第二項の規定にかかわらず、同項第一号及び第七号から第九号までに掲げる書類の外、第十九条の八の規定による認可を証する書面を添付しなければならない。

第十九条の十四 新会社が成立した場合においては、他の法令の規定にかかわらず、その成立のときにおいて、決定計画の定に従い、閉鎖機関の権利義務は、新会社に移転し、閉鎖機関の株主は、新会社の株主となる。

閉鎖機関の株式を目的とする質権は、閉鎖機関の株主が、決定計画の定に従い受けるべき金銭及び新会社の株式の上に存在する。

閉鎖機関が、前項の質権を有する者の請求により、その氏名及び住所を当該閉鎖機関の株主名簿に記載し、且つ、その氏名を株券に記載してあるときは、当該質権を有する者は、新会社に対し、前項の株主の受けるべき新会社の株券の引渡を請求することができる。

第十九条の十五 閉鎖機関の特殊清算事務は、新会社成立の日において終るものとする。

第十九条の十六 特殊清算人は、新会社が設立したときは、遅滞なく、大蔵大臣にその旨を報告しなければならない。

第十九条の十七 第十九条の八の規定による計画書の認可があつた後、決定計画の遂行の見込がないことが明らかになつたときは、大蔵大臣は、特殊清算人若しくは利害関係人の申立により又は職権で、新会社の設立の手續の廃止を命ずることができる。

第十九条の十八 特殊清算人は、第十九条の八の規定による計画書の認可がなかつたとき又は前条の規定による新会社の設立の手續の廃止の命令があつたときは、その旨を公告し、第十九条の四第二項の債務の弁済を履行しなければならない。

第十九条の十九 新会社の設立に關して支出した費用は、決定計画に定められた設立費用の額を限度として、新会社が成立したときは、その新会社の負担とし、新会社が成立しなかつたときは、当該閉鎖機関の負担とする。

第十九条の二十 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十條、第十一條及び第十四條の規定は、昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）第一条第八号の規定にかかわらず、決定計画の定に従い新会社の株式を取得した者が、

その取得の日から二月をこえてこれを所有する場合に適用する。但し、当該株式を取得した者が、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめその期間の延長について公正取引委員会の認可を受けた場合は、この限りでない。この場合における公正取引委員会の認可は、その者が当該株式をすみやかに処分することを条件としなければならない。

第二十條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第十九條第一項に規定する閉鎖機関については、特殊清算の目的である債務（社債に係る債務を除く。）を弁済し、及び当該債務のうち異議のある債務、条件付の債務その他不確定の債務について、大蔵大臣の定めるその弁済に必要な財産を別除した後に、在外債務の総額が在外資産の総額をこえる場合にはその超過額（当該閉鎖機関につき同項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額を加算した額）に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、その他の場合において当該閉鎖機関につき同項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、大蔵大臣の承認を得て、それぞれ留保した後でなければ、前項の規定による指定の解除をすることができない。

第二十條の二第一項中「清算状況報告書」の下に「及び前条第二項の規定により財産を留保した機関にあつてはその附属書」を加え、同条第二項中「第十九條の三」を「第十九條の二十一」に改める。

第二十條の四第一項中「本邦内に本店又は主たる事務所を有する閉鎖機関」を「外国法人でない閉鎖機関」に改め、「有限会社である機関にあつては社員總會」を削り、同条第二項中「前項の特殊清算人であつた者」を「第一項の指定解除機関の特殊清算人であつた者」に改め、「社員總會」を削り、同条第三項中「大蔵大臣は、第一項」を「第一項の指定解除機関の特殊清算人であつた者は、同項」に改め、「社員總會」を削り、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、本邦外に本店又は主たる事務所を有する指定解除機関については、当該指定解除機関の本邦内の主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

第二十條の四第一項の次に次の一項を加える。

第十九條の五第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、第十九條の五第二項中「本邦外に本店を有する閉鎖機関」とあるのは「本邦外に本店又は主たる事務所を有する指定解除機関」と、「株主總會」とあるのは「株主總會又は總會」と読み替へるものとする。

第二十條の四に次の三項を加える。

外国会社である閉鎖機関については第二十條第一項の規定による指定の解除があつたときは、当該機

関は、当該解除の日において商法第四百八十五條第一項の規定による清算開始の命令があつたものとみなす。

前項の場合において、同項の指定解除機関のその指定の解除の際における特殊清算人であつた者は、遅滞なく裁判所に對し、清算人の選任を請求しなければならない。

第五項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十條の七の次に次の一條を加える。

第二十條の八 指定解除機関が株式会社である場合においては、商法第三百四十三條に定める決議により会社を継続することができない。

第二十一條中「破産法の下に」を「大正十一年法律第七十一號」を加える。

第二十四條の二の次に次の二條を加える。

第二十四條の三 第二十條の八の規定により継続する会社は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八號）の適用又は地方税法（昭和二十五年法律第二百七十七號）による事業税を課する場合における同法の適用については、解散がなかつたものとみなし、且つ、法人税法第七條又は地方税法第七百四十四條第二項の規定にかかわらず、第一条の規定による指定があつた日の属する事業年度開始の日からその指定があつた日までの期間、その指定があつた日の翌日から継続の決議をした日までの期間及び

同項の指定の解除の日において商法第四百八十五條第一項の規定による清算開始の命令があつたものとみなす。

前項の場合において、同項の指定解除機関のその指定の解除の際における特殊清算人であつた者は、遅滞なく裁判所に對し、清算人の選任を請求しなければならない。

第五項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十條の七の次に次の一條を加える。

第二十條の八 指定解除機関が株式会社である場合においては、商法第三百四十三條に定める決議により会社を継続することができない。

第二十一條中「破産法の下に」を「大正十一年法律第七十一號」を加える。

第二十四條の二の次に次の二條を加える。

第二十四條の三 第二十條の八の規定により継続する会社は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八號）の適用又は地方税法（昭和二十五年法律第二百七十七號）による事業税を課する場合における同法の適用については、解散がなかつたものとみなし、且つ、法人税法第七條又は地方税法第七百四十四條第二項の規定にかかわらず、第一条の規定による指定があつた日の属する事業年度開始の日からその指定があつた日までの期間、その指定があつた日の翌日から継続の決議をした日までの期間及び

その決議をした日の翌日から当該翌日を含む事業年度終了の日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

前項の会社の第一條の規定による指定があつた日の翌日から継続の決議をした日までの事業年度分の法人税については、法人税法第十九条又は法人税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十二号）による改正前の法人税法第二十一條の規定は、これを適用しない。

第二十四條の四 第十九條第一項、第十九條の三第一項又は第二十二條の規定により閉鎖機関が留保した財産の当該閉鎖機関の特殊清算終了後又は第二十二條第一項の規定による指定の解除後における処理に關し必要な事項は、別に法律でこれを定める。

第二十九條第一項第三号中「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項に改め、同項第四号中第十九條の七」を「第十九條の二十五」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 閉鎖機関に關する債權の時効等の特例に關する政令（昭和二十三年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「第十九條の四」を「第十九條の二十二」に改め、「特殊清算人が特殊清算終了の公告をした日

まで」の下に「閉鎖機関の新会社が成立したときは、その設立の登記をした日から二月以内」を加える。

4 特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に關する政令（昭和二十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定在外活動閉鎖機関等」を「閉鎖機関」に改める。

第一條中「特定在外活動閉鎖機関及び準在外活動閉鎖機関の特殊清算終了後における」を「閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号。以下「令」という。）第一條に規定する閉鎖機関の特殊清算終了後又は令第二十二條第一項の規定による指定の解除後における」に改める。

第二條を次のように改める。

（定義）

第二條 この政令において「引当財産」とは、令第十九條第一項に規定する閉鎖機関が、同項又は令第十九條の三第一項若しくは第二十二條第二項の規定により留保した財産をいう。

第四條第一項中「特定在外活動閉鎖機関等」を「引当財産を有する閉鎖機関」に、「第十九條の四」を「第十九條の二十二」に改め、「特殊清算終了の登記（当該閉鎖機関について登記がないときは、同條の規定による公告）をした場合」の下に「及び令第二十二條第三項の規定による閉鎖機関の指定の解除の告示があつた場合」を加え、「第十九條の三」を「第十九條の二十一」に改め、「当該閉鎖機関の帳簿並び

に当該閉鎖機関の營業若しくは事業及び特殊清算に關する重要書類」を削り、同條第二項を次のように改める。

2 前項の閉鎖機関の特殊清算が終了した場合（閉鎖機関の新会社が成立した場合を除く。）においては、閉鎖機関の帳簿並びに当該機関の營業若しくは事業及び特殊清算に關する重要書類は、令第十九條の二十四の規定にかかわらず、管理人が当該閉鎖機関の引当財産を管理する間は、管理人が保存する。

第六條を次のように改める。

（管理の方法）

第六條 管理人は、第四條第一項の規定による引当財産の引継を受けた後遅滞なく、引当財産の管理の方法について、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

第九條中「特定在外活動閉鎖機関等」を「閉鎖機関」に改める。

第十條中「第十九條の四」を「第十九條の二十二」に改め、「公告をした日」の下に「又は第二十二條第三項の規定による告示をした日」を加える。

5 閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に關する政令（昭和二十五年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「法務府令」を「法務省令」に改める。

第三條第一項中「法務總裁」を「法務大臣」に改め、同條第二項中「閉鎖機関整理委員會の主たる事務所（当該特殊清算人が閉鎖機関

整理委員會以外の者であるときは、当該閉鎖機関の本店）」を「その主たる事務所」に改める。

鐵道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に關する法律案

鐵道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に關する法律

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定にかかわらず、日本国有鐵道及び日本電信電話公社が発行する鐵道債券及び電信電話債券に係る債務並びにこれらの者が借り入れる長期借入金で外貨をもつて支払われるものに係る債務について、予算の定めるところにより、保証契約をすることができ。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十二條中第九項を削り、第十項を第九項とする。

3 大藏省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十五号を次のように改める。

三十五 債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約に關すること。

第十條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 債券及び借入金に係る

債務について国が債務を負担する保証契約に關すること。

保險業法等の一部を改正する法律案

保險業法等の一部を改正する法律

第一條 保險業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「前條」を「第一條」に改める。

第十二條ノ三第一号中「海上保險事業（船舶又は海上運送（之ニ附隨スル船積前又ハ陸揚後一定期間内ニ於ケル陸上運送ヲ含ム）中ノ貨物ヲ保險ノ目的トスル損害保險事業ヲ云ヒ当該陸上運送中ノ貨物ノミヲ保險ノ目的トスル損害保險事業ヲ除ク以下同ジ）」の下に「又ハ航空保險事業（航空機、航空機ニ依リ運送セラルル貨物又ハ航空機ノ管理ニ際シ他人ニ与ヘタル損害ヲ賠償スル責任ヲ保險ノ目的トスル損害保險事業ヲ云ヒ旅行者ノ航空機搭乗中ノ傷害ニ因ル損害ヲ填補スル損害保險事業ヲ含ム以下同ジ）」を加え、同條第二号中「海上保險事業」の下に「及航空保險事業」を加える。

第十四條中「前條」を「第十三條」に改める。

第十五條の次に次の一條を加える。

第十五條ノ二 会社ハ商法第二百二十四條ノ二第二項ノ規定ニ拘ラズ毎決算期ノ翌日ヨリ九十日ヲ超エザル期間株主名簿ノ記載

ノ変更ヲ為サザル旨ヲ定款ヲ以テ定ムルコトヲ得

会社ハ商法第二百二十四条ノ二第三項ノ規定ニ拘ラズ定時總會ノ会日以前九十日ヲ超エザル日以内ノ一定ノ日に於テ株主名簿ニ記載アル株主又は質権者ヲ以テ定時總會ニ於テ議決権ヲ行使シ又ハ配当ヲ受クベキ者ト看做ス旨ヲ定款ヲ以テ定ムルコトヲ得

第十九条第二項中「十万円」を「三十万円」に改める。

第八十八条に次の一項を加える。

第一項ノ責任準備金ノ計算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 外国保険事業者に關する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項第五号中「未經過保険料準備金」を「責任準備金」に改め、同条第六項中「及び未經過保険料準備金」を削る。

第十三条中「又は未經過保険料準備金」を削る。

第二十一条第一項中「又は未經過保険料準備金」を削る。

第三十六条第三号中「未經過保険料準備金」を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○愛知政府委員 たいだいま議題となりました造幣局特別会計法の一部を改正

する法律案について、提出の理由を御説明申し上げます。

造幣局特別会計におきましては、補助貨幣回収準備金を置き、政府が補助貨幣を発行した場合においては、その価額に相当する金額を回収準備金に編入し、もつて補助貨幣の回収準備に充てて来たのであります。しかして補助貨幣の製造に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張及び改良に要する費用については、一般会計から繰入れを行つて来たのであります。補助貨幣回収準備金の状況及び一般会計の財源の必要から見て、これらの一般会計からの繰入れをとりやめ、これを回収準備金からまかなうこととするものであります。なお、右の改正に伴い、従来一般会計に納付することとなつておりました同会計の決算上の利益金については、これを回収準備金に編入することに改めようとするものであります。

以上の措置は、昭和二十八年年度から適用することといたしたいと思ひます。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

第二は、昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律案でございます。

国債の元金償還につきましては、従来国債整理基金特別会計法の規定によりまして、前年度首の国債総額の百分の百十六の三分の一を一般会計または特別会計から国債整理基金特別会計に繰入れるほか、財政法第六条の規定によりまして、歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一以上を繰入れることとなつておりますが、最近における国の

財政状況並びに国債の償還状況からい

たしまして、昭和二十八年年度におきましては、一般会計からの繰入れは、財政法の規定による繰入れのみにとどめることとしようとするものであります。

また日本国有鉄道及び日本電信電話公社が旧特別会計当時負担していた公債及び借入金は、公社充足の際、一般会計の負担に帰属し、公社は同額の債務を政府に対し負担することになつたのであります。公社がその債務の元金及び利子を政府に支払う場合においては、これを国債整理基金特別会計に直接納付することとしようとするものであります。

第三は、証券投資信託法の一部を改正する法律案でございます。

証券投資信託につきましては、一昨年実施以来、相当の好成績を収めて来ておりますが、その間の実施状況にかんがみまして、今後一段と公益及び投資者の保護のため積極的な措置を講ずることが必要であると存せられますので、証券投資信託の委託会社の監督を強化する等のため、さきに証券投資信託法の一部を改正する法律案を第十五国会に提出しましたが、審議未了となりまして、今回若干の調整を加えてあらためて提出した次第であります。

その内容について申し上げますと、まず委託会社の免許制を採用したこと

であります。従来の登録制度におきましては、実質的に委託者として適格かどうかを審査し得ないうらみがあり、また委託者として適格と考えられるものに限り、免許をすることとしたのであります。なお現在登録済みの委託会社につ

きましては、いずれも委託会社として適格と考えられますので、免許を受けたいものとみなすこととしております。

また委託会社の免許制度を採用しましたことに伴い、委託会社の監督を強化し、委託会社の取締役が、他の会社の常務に従事し、または事業を営もうとする場合には、大蔵大臣の承認を受けなければならないものとするほか、委託会社の業務の廃止等は、大蔵大臣の認可を受けなければならないこととしたのであります。委託会社が信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等におきましては、大蔵大臣は、新たな信託契約の締結または元本の追加信託をしてはならない旨を命じ、または免許の取消しをすることができるとして

しております。

なお委託会社または受託会社が免許を取消された場合に、既存の信託契約をただちに解約することが受益者に不利となる場合は、当該信託契約に關する業務を他の委託会社等に引継ぐことを命じ、または当該委託会社が暫定的に当該信託契約を存続することを承認することができるとしたものであります。

次に、委託会社は、信託財産として有する金銭をコール・ローンにさしずし得るものとして、有価証券のさしかえ等の間における金銭の運用方法の拡大をはかつております。

第四は、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案でございます。

現在小学校における児童への給食の用を改正する法律附則第二項の規定により、農林大臣の定める特別の価格をもつて売り渡すこととなつております

が、これによつて食糧管理特別会計に生ずる損失を補填するため、予算の定める範囲内において、当分の間、一般会計から同特別会計に繰入金をする

ことができることとする必要があるもので、この法律案を提出いたしました次第であります。

第五は、国民金融公庫法の一部を改正する法律案でございます。

国民金融公庫は、昭和二十四年六月資本金十三億円をもつて発足して以来、国民大衆の旺盛な資金需要に應じて、その後数次にわたつて増資を行うとともに、資金運用部資金の導入に努め、昭和二十七年年度末においては、資本金百三十億円、資金運用部借入金六十億円の資金量を保有するに至り、貸付額累計も約三百七十億円に達したものであります。昭和二十八年年度におきましても、公庫に対する資金需要は相当多額に上ることが予想されますので、昭和二十八年年度予算において一般会計から四十五億円を公庫に出資することとし、これに伴つて公庫法の資本金の規定を改正することにいたしましたのであります。これにより昭和二十八年年度においては、出資金四十五億円及び資金運用部借入金三十五億円計八十億円の新規資金のほか、既貸付金の回収金等百七十九億円を加えて、二百五十九億円の資金のうち、約一億円を資金運用部に返済して、なお約二百四十八億円の貸付が可能となるわけであり

ます。

ます。以上二点であります。当局にお尋ねいたします。

○愛知政府委員 第一のお尋ねは、金庫という文字を他に使わせない結果、信用金庫の責任が重大になるといいますか、保護が厚くなるから、監督を強化するかどうかというふうな趣旨のお尋ねかと思いましたが、これは、信用金庫法に基きますところの監督は、従前通りやつて参ることはもちろんでございますが、実質的にも、先日もいろいろお話が出ましたように、庶民金融機関としての信用金庫の、たとえは資金源の拡充その他につきましては、今後ともできるだけの措置を考えて参りたいと思っております。

それから第二の点は、私どももいたしましたは、事情のお気の毒な方もおられることは重々お察しができるのであります。ただこれは非合法と申しますか、法律の根拠によつてやられた営業でないのではありませんから、政府としては、その救済のために特段の措置をするということは考えておらぬわけでございますので、御了承願いたいと思ひます。

○宇都宮委員 信用金庫法の一部改正によりまして、金庫という文字を用いる金融機関の信用は、非常に増すわけでありまして、従つて預金の吸収も増すわけでありまして、監督その他もろろ法文に従つてなされるわけでありまして、特別に救済援助の必要な場合なども予想されますが、そういう場合に、普通銀行等の金融機関と同様にしつかり措置なさるかどうか、これを承りたい。

○愛知政府委員 その点は十分心得ておるつもりでございます。特に預金者

保護の立場から、万全の措置は引続き講じて参りたいと思つております。

○井上委員 きのうの私の質問に、さうに掘り下げて伺いたいのですが、きのう私は主として零細な中小企業、庶民大衆の金融をどう円滑にやるかという点について伺つたのであります。その場合において、私の考え方は、幸い商工中央金庫がございまして、これと国民金庫という、庶民大衆を対象とする二つの金庫が政府にあるわけでありまして、この商工中央金庫に対して政府の資金を拡大するなり、あるいは商工債券等の発行限度を拡大するなりして、ここで相当大きな資金わくを持つて、これを末端の商工協同組合、中小企業協同組合等の組織に流すということが系統的に確立される必要があるということ、私は主張しておるのであります。これは御存じのように、農林関係におきまして農林中央金庫が、末端の農業協同組合を通じて短期資金を流しておる実情から考へ、またここから資金を吸い上げておきます実情から考へて、この系統組織は非常にうまく活用されております。それが何ゆゑに商工関係ではできないかという問題であります。これは政府にその熱意があり、その方法さえよく検討すれば、私は必ずうまく行くと思ひます。ところが最近問題になつておりますのは、零細な中小企業及び庶民大衆が、一口十万円とか二十万円とか、あるいは五十万円とかという小額の資金を非常にやかましく要求しております。これに対して、庶民金融公庫なり、その他の金融機関の貸付状況は、まったくついていないのであります。そういう実情から、私は一応この

金庫の資金わくを拡大して、そうしてこれを末端の中小企業協同組合等が関係を持ちます信用協同組合とか、相互金融機関とか、または信用金庫等、そういう直接末端の庶民なり組合に關係を持つております機関に流し、しかもその資金の約三分の二くらいは、大体五十万円か百万円を単位にして、この額は非常に理論的にはむずかしいのですけれども、多くの人にできるだけの資金的恩典を与えるということから、できるだけこの額を小額にして、多くの人に便宜を与える。小数の人だけが利用するということになし、なるだけ多くの人に利用さすようなやり方に改むべきである。こういう考え方を私は持つておりますが、こういう考え方は實際は困難でありますか。そうでないと、今度中小企業等の損失保険法が出て参りますが、その場合にも、結局信用のある人がこの損失補償を受けて、かんじんの助けてやらなければならぬ、骨身を削つて働いておる人の努力に対しては、ほとんど報いられないということになりまして、この点からは、私は政治の声を聞き探すという上から、必要でないかと思うのです。こういう点に対して、どういうぐあいに考へておられますか、もう一度伺ひたい。

○愛知政府委員 昨日私から御説明申し上げましたところで、私の方も申し上げ足りなかつた点があると思ひますので、その点をおあわせてお答えをいたしたいと思います。

まず第一に、商工組合中央金庫と信用協同組合との關係でございますが、これは現在でも取引關係を結んでおりまして、いわゆる親銀行とまでは言え

ないかと思ひますけれども、十分信用協同組合のお世話も、制度上できるよりにいたしておりますし、また實際上も相當の連繫を持つてやつておるはずでございます。

その次に商工組合中央金庫は、これはかつての再建整備のときからの問題であつたのであります。現在の建前は、これはいわゆる政府機関ではなくなつておるのであります。政府からの出資もほとんどないのも同様でございます。多少事務的な關係で、若干のものが残つておりますが、これはほとんど政府出資の機關でない現状になつておるのであります。そこで、政府として商工中金にどういふ援助をしておるかお申しますれば、ただいま御指摘の通り、商工債券を発行いたします場合に、資金運用部資金が大量にこれを引受けるということ、資金の調達の問題においては、實質上政府機関と同様の取扱ひをされておるような次第でございます。

それから信用金庫と信用金庫の中央機關の問題でございますが、この方は、信用金庫の連合会を一つ組織しておりまして、それが事実上中央機關としての役割を現在果せるようにできておるのでございます。

その次に申し上げたいと思ひますのは、中小企業金融公庫の創設ということでございます。これも御承知の通り、農業関係等については、ただいま御指摘の通りいろいろの機構があるわけでございますが、あらためて政府としても、この中小企業公庫の創設ということには相當の期待を実はかけておるような次第でございます。中小企業公庫ができました場合におきまして

も、いわゆる組合を対象とするところの商工中金に對しましては、その組合融資の進展が望ましいという考え方が、今後における中小企業公庫の業務の委託というふうな点については、商工中金を十分に活用して参りたいと考えておりますので、商工中金は、これを要するに組織としては現在政府機関ではないけれども、いろいろの面から政府機関と同様、あるいはそれ以上に援護して行く建前になつておりますが、それがさらにこの際一段と進展をすることに成るといふにわれわれは考へており、またその方向に育成して参りたいと思つております。

最後に、きのうのお尋ねのときに申し残したのであります。現在信用金庫あるいは相互銀行等をも含めまして、正規のいわゆる庶民金融機関、民間の金融機関につきましては大体調べてみましたところ、一件の貸付の金額が五万円以下というのが、全体の貸出件数の中ではほとんど四割近くを占めております。正確に申しますと、三割八分何厘という程度であります。これは件数でございますが、小額のものについて信用金庫や相互銀行がやつておるといふことは、この数字から見てもはつきりするかと存するわけでございます。

○内藤委員長代理 井上さんに申し上げますが、先ほど御要求がありました法務省刑事部から、刑事課の安原さんという方がお見えになつておりますから、どうぞ

○井上委員 さらにもう一つ、よくわからぬから伺つておくが、この国民金融公庫というのは、これは設立當時は、確かに庶民金融機関として設立し

も、いわゆる組合を対象とするところの商工中金に對しましては、その組合融資の進展が望ましいという考え方が、今後における中小企業公庫の業務の委託というふうな点については、商工中金を十分に活用して参りたいと考えておりますので、商工中金は、これを要するに組織としては現在政府機関ではないけれども、いろいろの面から政府機関と同様、あるいはそれ以上に援護して行く建前になつておりますが、それがさらにこの際一段と進展をすることに成るといふにわれわれは考へており、またその方向に育成して参りたいと思つております。

も、いわゆる組合を対象とするところの商工中金に對しましては、その組合融資の進展が望ましいという考え方が、今後における中小企業公庫の業務の委託というふうな点については、商工中金を十分に活用して参りたいと考えておりますので、商工中金は、これを要するに組織としては現在政府機関ではないけれども、いろいろの面から政府機関と同様、あるいはそれ以上に援護して行く建前になつておりますが、それがさらにこの際一段と進展をすることに成るといふにわれわれは考へており、またその方向に育成して参りたいと思つております。

たように私どもは記憶しておりませんが、その後これが中小企業の面までめんどろを見るようなことに、最近是非常に業務が拡大をされておることは非常にけつこうであります。ところでどういうわけか、この国民金融公庫という一つの機関を設け、商工中央金庫と企業金融公庫というものを設けるか。それはどういふわけか、それなによい煙突みたいにならなければいけません。これを一本にまとめて、そして末端の系統さよくやれば、政府の監督にしようまく行くだろうし、またいろいろの面、非常に経費の上においても助かるじやないかとわれ／＼は考えますが、これは何かさうせにやいかぬ特別の理由でもあつてやられておるのか。それとも、これはみなおの／＼貸付先の性格が違うのですか。たとえば商工中央金庫は五百万円以上の大きなやつをねらう、今度でできまする中小企業金融公庫は、それから下をねらう、国民金融公庫は、ほんとうに困つたやつをねらう、こういうふうに使ひわけをするつもりで、こういうことにしたのであるか。一体それはどういふことか。政府機関として一応めんどろを見、監督をして行かなければならぬものに対して、どういふわけか、そういう店を別々に持たせなければならぬのか、何かこれには特別の理由があるのじやないかと思ふのです。その点を一応伺つておきたいと思ひます。

また、むしろ言つてみれば沿革的、社会的背景、環境のもとにこういふいろいろな特色のある機関があるのだと申し上げた方がむしろ正確かと思ひます。そこで一本にしないかというようなお話でございますが、今度の中小企業金融公庫の創設などは、そのお考えに近いのではないかと思ふのです。なぜかと申しますと、昨日も申し上げましたように、政府が最もお世話しなければならぬのは、資金源の供給の問題だと思ひます。私どもは中小企業金融公庫というものが、むしろ特別会計的な、中小金融に対する資金源の造成というものをねらつておることに、先ほども申し上げましたように、既存の商工中金その他を利用して、またそれを通してこの金を出すのであつて、中小企業金融公庫自体は、直接貸付というふうなことをやるなら新しい機関として登場するということなことは、むしろ避けて運営して行きたい、こういうふうな考へておるす。

それから国民金融公庫は、御指摘の通りまさに零細な庶民金融をねらつておるのであります。これも多少その氣勢を誇張して申し上げますならば、いわゆる救済的な融資という面が、あ承知のように、国民金融公庫の発生のときからの経過をたどつて見ますると、一番最初は、たとえば普通の生業資金の貸付のほかに、引揚者、職災者等に対する更生資金の貸付、それから配偶者と死別いたしました、子女を扶養しておる婦人で、生計の中心を失つたおる者に対する生業資金の貸付といつたような社会政策的な面が、相当国民金融公庫というものは強いわけがございます。従つてこれは純粋の政府機関として運営しておるわけでございます。まして、商工中金の系統や、あるいは組合というふうなもの、われ／＼の觀念しておりますところは、いわゆるペイイング・ベースに立つた一つの私企業である、また組合企業である、こういうふうな感じを持つておるわけでありませう。従つてこれを全部一本にするというところは、対象が異なりますので、私どもとしては、こういふ制度の方がよろしいというふうな考へております。

○愛知政府委員 これはいろ／＼な機構がございますから、そういう御意見が出るのはごもつともだと思ふのでございませう、しかし、これは政治的な背景とか理由とかは全然ないのであり

民金融公庫というものには強いわけがございます。従つてこれは純粋の政府機関として運営しておるわけでございます。まして、商工中金の系統や、あるいは組合というふうなもの、われ／＼の觀念しておりますところは、いわゆるペイイング・ベースに立つた一つの私企業である、また組合企業である、こういうふうな感じを持つておるわけでありませう。従つてこれを全部一本にするというところは、対象が異なりますので、私どもとしては、こういふ制度の方がよろしいというふうな考へております。

○井上委員 次に、中小企業の金融の貸付の条件の問題でございます。御存じの通り、われ／＼国民の血税から出されております資金でございますから、できるだけまじめに返す人を対象にして貸し付けることが、その業務に携わる者の当然の任務であらうと思ひます。そういう公正な立場で金融業務を運営しておるかという、さうばつかりでは現実はないのでありませう、どちらかと申しますと、貸付業務をやつておる者や、その機関の特別な人と密接な関係を結ぶことによつて、特別にこの資金を引出そうとする運動が相銀行に行かれております。これは市中いわゆる金融が梗塞しておる現状から、何とか低利の資金を借り出そうとする熾烈な運動が行われる。その場合、この金融機関と特に密接な関係を持つていうことが、非常に有利な貸出しを得ることになるからしませう、え行しておることは、あなた方の耳にも入つておることであらう。これを排除

するといふことは、いろ／＼な面で、いろ／＼な不正がそこ上つておるといふことなら別であります。またさういふことがわかれば、ただちにさういふ者についての出入りをさしとめるとか、あるいは貸さぬとかいふような制限、あるいはまたそれに対する取締りの方法もあるかと思ひますが、さういふことが容易にわかない現実におきましては、他の者がいかに頼んで行つたつて、なか／＼その資金では事足りぬとか、また条件が悪い、また調査に数箇月を要する、こういうことで、手形の決済その他で火のつくような状況で貸出しを要求しておる、また現実滞り滞りに対する支払いから資金を必要とする場合においても、担保物件その他において文句があつて、なか／＼現実は貸してもらえないのです。そこで少くとも政府が責任をもつて監督をしなければならぬ機関に対しての、末端の資金の貸付については、貸付委員会というふうなものをつくつたらどうか。特別の貸付業務に携わる人の独断によつて、あるいは一方的なとりきめによるにあらざつて、ここに五人なり七人の専門的な委員を大蔵大臣の委嘱によりましてつくつて、一週間に一べんずつ開く、あるいはまた十日に一べん開く。そしてその間にたまたま貸付を必ず審査する。そこで一べん審査したものは必ず調査にすぐかける。調査したものは、すぐ次の委員会審査に付託する。こういうことにはいたしません。ならば、しかもその委員会の任期はあつて、短期間に限つておく。長期にすると、またそこにひもがつかますから、短期間に限つて、大蔵大臣の委嘱にする。そういう民主的な委員会の運

営を新しい制度として一べん考へてみたらどうか。そうしたら、ボスのないいろいろな存在は完全に排除されるということになり得ると私は一応考へます。もちろん委員の選任ということには、非常に重要でございませう、この点は慎重に検討しなければいけません。さういふ新しい一つの考へ方を考へてみたらどうか、さういふように考へておりますが、さういふ点についてどう考へておられますか。

○愛知政府委員 たいだいの御意見は、主として国民金融公庫についての問題かと思ふのでありますが、実は私どもも、うわざとしてボスの存在によつて融資が行われておる疑いがあるといふようなことは、耳にいたしたもので、さういふことが万々ないように、常時注意はいたしておるのであります。たださうかといつて、委員会組織ということになりませう、結局またその委員に対していろ／＼と運動が起るといふようなこともあらうかと思ひます。われ／＼として、国民金融公庫の場合に言へば、一件の貸出しの限界といふものは二十万円です。それから今ようやくおかげさまで、全国都道府県庁の所在地には全部支所ができたのであります。やはり末端でもつて、できるだけ早く融資を決定してあげなければならぬ件数が非常に多いこと、それから地方的に非常に分散しておりますので、実際問題として、今の委員会制度といふものを考へてみても、本省に置くようではかえつて意味がないように思ひます。いろ／＼、実際上の困難性、あるいはそれを考へますと、私の意見としては、現在の制度において民主的に、

営を新しい制度として一べん考へてみたらどうか。そうしたら、ボスのないいろいろな存在は完全に排除されるということになり得ると私は一応考へます。もちろん委員の選任ということには、非常に重要でございませう、この点は慎重に検討しなければいけません。さういふ新しい一つの考へ方を考へてみたらどうか、さういふように考へておりますが、さういふ点についてどう考へておられますか。

○愛知政府委員 たいだいの御意見は、主として国民金融公庫についての問題かと思ふのでありますが、実は私どもも、うわざとしてボスの存在によつて融資が行われておる疑いがあるといふようなことは、耳にいたしたもので、さういふことが万々ないように、常時注意はいたしておるのであります。たださうかといつて、委員会組織ということになりませう、結局またその委員に対していろ／＼と運動が起るといふようなこともあらうかと思ひます。われ／＼として、国民金融公庫の場合に言へば、一件の貸出しの限界といふものは二十万円です。それから今ようやくおかげさまで、全国都道府県庁の所在地には全部支所ができたのであります。やはり末端でもつて、できるだけ早く融資を決定してあげなければならぬ件数が非常に多いこと、それから地方的に非常に分散しておりますので、実際問題として、今の委員会制度といふものを考へてみても、本省に置くようではかえつて意味がないように思ひます。いろ／＼、実際上の困難性、あるいはそれを考へますと、私の意見としては、現在の制度において民主的に、

営を新しい制度として一べん考へてみたらどうか。そうしたら、ボスのないいろいろな存在は完全に排除されるということになり得ると私は一応考へます。もちろん委員の選任ということには、非常に重要でございませう、この点は慎重に検討しなければいけません。さういふ新しい一つの考へ方を考へてみたらどうか、さういふように考へておりますが、さういふ点についてどう考へておられますか。

銀行局の方から連絡を願つてやる方が、檢察としても誤らず、能率的にやれるという意味において、銀行局の方から御連絡を願つて、どこまでも檢察としては、そういう検証があればもちろん檢察のメスを振うにやぶさかではないのであります。

○井上委員 非常に大事なところで、から、くどいようであります、申し上げます。あなたの御意見は、あなた方個人の勉強のために言われることであつて、こういう公の席上で、檢察官としてはそんなことを言うべきではありません。少くとも銀行局がこう言うたらと、こつてお話を聞かざるが、銀行局がやめるといつたらやめますか。そういうばかんなことはあるべきことではないのであつて、あくまであなた方は、財界や経済界や金融界等の入り組んだいろ／＼な情勢を判断をし、適正な方針を立てる上について一つの資料としてあなた方が検討され、研究されてやられるのがつこうなことで、それをやらなければならぬと思ひますが、それを何か犯罪捜査の大きなことに使つて、片方がちよつと待つてくれといつたら、待つておられますか。そんなむちやなことはあり得ないと思ひます。だからそこところは、こつておられるので、日本全国の檢察の指揮をしておるあなた方としては、はなはだ不適當な言葉です。そつて思ひませんか。私はそつて思ひます。

○安原説明員 決して、銀行局が待つてくれと言つたから待つていふようなことを申しておられません。銀行局の見解を資料としてやるという趣旨に御了解を願ひたいと思ひます。

○井上委員 そうすると、その結論は一体いつになつたら出ますか、それを伺ひたい。

○安原説明員 結論と申しますと、どの分といつても、株式相互金融に対する違反がありとして、すでに新聞にも報道されており、警告も発せられ、聴聞会も開いて、現実に七条違反があるということも明確にされておることがあります。それに対して、あなた方はどうしようと思ひますか。

○安原説明員 明確な違法性の限界につきましては、すでに銀行局と打合せをいたしまして、銀行局長から大蔵委員会で御説明があつた線にのつとつて、われ／＼は違反か、違反でないかというのをきめるということについては、結論が出ておるわけでありま

○井上委員 ちよつとおかしいね、あなたの方の言ふことは。私の言つておることは、銀行局は金融行政その他いろいろ解釈しなければならぬから、いろいろ政治的にも考慮しよう。ところが刑事局としては、犯罪事実がはつきりしておれば、当然檢察の方針を立てなければならぬ、私はそつて思ひます。それをやらぬといふのは、どういふわけですか。

○安原説明員 結論といふのは、すでに銀行局で研究されて、違反ありとされたものを、やるか、やらぬかという結論が出ておるかということでありま

○佐藤(觀)委員 金融問題でいろ／＼大蔵委員会がやつておるわけですが、

金融秩序維持のために、信用金庫法を出されるというわけでありまが、どうもこの法律をいろ／＼考へまして、蛇足ではないかといふように考へるわけでありまが。それはなぜかといふと、昨日も相互金融について、銀行局で大体日本で千くらいあるといふお話でございました。そこで金庫とつてか、やつは、たとへば勸業会社とか、あるいは殖産会社といふようなものがあるといふ方法でこれを取締られるか。どういふ方法でこれを取締られるか。あるいは何々経済会といふものがあるが、そういうものはどういふふうな方法で取締られるか、その点について御説明願ひたい。

○河野(通)政府委員 第一点の何々勸業会社といつたようなものはどう取締るかといふことでありまが、金庫といふ名前を使つておられますが、広くは貸金業全体に対する取締りなり、あるいはこれに対する監督の方式につきましては、先般来申し上げておるラインで行くのでありまして、単に金庫といふ名称を使つておるかいなかによつて、この点は区別するつもりはござい

しません。それから何々経済会といわれまが、おそろく匿名組合方式でやつておられます資金の集め方についての問題だと思ひますが、この点も、去る三月大蔵委員会で、私から政府としての考へ方を申し上げたときに、はつきり御説明申し上げたのでありまが、匿名組合方式によつて多数の人から金を集めるといふ仕組みは、それ自体としては預金ではない。預金とは断じがたい、それは出資であ

るといふ考へ方のもとに立つておりまが。しかしそれを個々に見ますと、やはりやり方は非常に千差万別にわたつておると思ひます。従ひまして、場合によつては匿名組合方式をとつておるが、実はやはり預金を預かつておると断定したさなければならぬ分野があり得ると思ひます。ここから先は非常に事務的な答弁になつて恐縮でありまが、実は貸金業をやつておられますが、大蔵省は検査ができるのであります。しかし貸金業をやつておられる匿名組合方式でありまが、私ども検査の権限が実はない。従つてこれらの行為が、銀行法その他で、要するに免許を受けた正式の金融機関でなければ預金を預かつてはいけないという原則に反しておるかどうかにつきま

して、私どもとしては、これを的確にかむ方法が実はないといふ実情になつておるのであります。従ひまして、残念ではありまが、実情について、詳細に私が責任を持つたお答へがござい

できない次第であります。なお三月四日に申し上げましたのは、現行法の解釈及び貸金業者についての立法論について、私はいろ／＼申し上げたのでありまが、貸金業者でない、これらの匿名組合方式によつて金を集めておるものに対する一般論としては、実は私どもの所管でもございませぬし、それについてかれこれ申し上げることは、非常にむづかしいと思ひます。ただ個人の考へ方から言へば、商法が認め

ておりました本来の匿名組合という制度は、おそろく今行われておる匿名組合のような実情を、実は想定しておらなかつた規定ではないか。私しるうとありまして、はなはだ責任のあるこ

とを申し上げられませんが、何万、何十万といふ人が出資者になるような形における匿名組合といふような仕組みは、おそろくあの商法ができた当時は、予測していなかつたことではないか。従つてそういうことを前提にして考へますならば、現在行われておる匿名組合方式による資金の集め方といふものを、現在の法律のままではどういふおいていいかどうかといふ問題は、確かに私個人としてはあると思ひます。しかしこれは立法論の問題でありま

が、金融行政の立場からの問題では実はないのであります。この辺は必要がございませぬら、担当の法務省の關係、おそろくこれは民事局長になるのではないかと思ひますが、そちらの方からの御意見を聞いていただきたく、かように考へます。

○佐藤(觀)委員 それからもう一つ銀行局長にお尋ねしたいのですが、商法の規定では、名称を使うときは大自由といふことになつておるが、その自由の方式があるから、たとえば銀行といふ言葉は、別に規定がありませんからいけませんけれども、そういうような考へが一般にあるから使われているのだからと思ひます。そういう点から考へますと、わざ／＼金庫といふ字だけをいまして、ついでに法律にするといふことは、何か特別な意図があるのではないか。金庫という字は、それほどまだ銀行のように普及されてないといふ立場から、わざ／＼この法律までつくつておる五十足らずのものを縛るのは、少し大げさではせぬか、こつていふふに考へるわけですが、この点についてどういふ考へを持つておられますか。

とを申し上げられませんが、何万、何十万といふ人が出資者になるような形における匿名組合といふような仕組みは、おそろくあの商法ができた当時は、予測していなかつたことではないか。従つてそういうことを前提にして考へますならば、現在行われておる匿名組合方式による資金の集め方といふものを、現在の法律のままではどういふおいていいかどうかといふ問題は、確かに私個人としてはあると思ひます。しかしこれは立法論の問題でありまが、金融行政の立場からの問題では実はないのであります。この辺は必要がございませぬら、担当の法務省の關係、おそろくこれは民事局長になるのではないかと思ひますが、そちらの方からの御意見を聞いていただきたく、かように考へます。

とを申し上げられませんが、何万、何十万といふ人が出資者になるような形における匿名組合といふような仕組みは、おそろくあの商法ができた当時は、予測していなかつたことではないか。従つてそういうことを前提にして考へますならば、現在行われておる匿名組合方式による資金の集め方といふものを、現在の法律のままではどういふおいていいかどうかといふ問題は、確かに私個人としてはあると思ひます。しかしこれは立法論の問題でありまが、金融行政の立場からの問題では実はないのであります。この辺は必要がございませぬら、担当の法務省の關係、おそろくこれは民事局長になるのではないかと思ひますが、そちらの方からの御意見を聞いていただきたく、かように考へます。

○河野(通)政府委員 この点は昨日も申し上げましたように、名称というものは原則として自由であるということ、御指摘の通りであります。しかしこれが現実には相当弊害をかもしておるといふ事実を認めますので、この際どうしても金庫という名称は、正規の金融機関、つまり預金を預かれる金融機関としての資格を持つておるような誤解を起すことが非常に多いということにかんがみまして、正規の金融機関以外のものについては、金庫という名称を使用することは適当でない、かように考へておる次第であります。御意見はいろいろあろうかと思ひます。

なおきのうお話がありましたので、御参考までに申し上げますが、去る三月西村委員からの問題について、たとへば金庫という名称を、正規の金融機関以外には禁止するという方法をとつたらどうかという御質問に対して、私がそういう必要はないということをお答へしたように佐藤さんから伺つて、念のため速記を見ましたが、そういうことは申してありません。技術的にはいろいろ問題があるが、ぜひ弊害のないように考へなければならぬと申しておるのであります。その点は御了承願ひます。

○佐藤(観)委員 そのことについては、いろいろ議論がありますから、また他日において質問したいと思ひますが、もし金庫以外の勸業とか殖産とかいうまぎらわしい言葉に対して、今後この法律が使えるかどうか、この点について銀行局長の御答へを願ひたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 きのもも政務次官からお答へしたと思うのであります

すが、勸業とか興業とかいうのは、やや固有な名詞に類すると思つて、固有名詞までこの法律で縛つて行くというのには、これはやはり商号自由の原則といひますか、そういうものから見て適當であるかどうか。とりあえずのところ、金庫という名称を正規の金融機関以外に使つてはだかかないといふことにしておけば、今言われておる弊害の大半は、少くとも除去できるのではないかと申すに考へておきます。今後さらに進んで参りますれば、きのもも申し上げたように、金庫に近い他の名称を使うというよう

なことも、いろいろ出て来るかも知れません。そういう事態が出て参りました場合に、その弊害が非常に顕著であるということにでも相なりますれば、その節は、また別に考へなければならぬと思ひますが、そこまではまだ考へなくてもいいのではないかと申すように考へておきます。

○春日委員 昨日の継続になります。労働金庫法が成立しなかつた場合、これをどうするかという問題について、一応御答へを伺つておきたいと思ひます。

次は、この商号に関する規定であります。少くとも商法は商事基本法であるわけですから、従つて成規の手続をもつて合法的に登記をしておる諸君が、勢い登記がえを行わなければならぬ。あなたが御指摘された中には、これらの諸君が不法行為、要するに金庫類似行為を行つて、社会に弊害を与えておるといふ断定的に立つて法律案が出されておるが、数ある中には、そういう人ばかりではないと思つて、すでに商行為を行つたもの、その名称を

使用しつゝある諸君があるだろうし、こういうような諸君は、この法律が通れば相當な被害を受けて、従つて広告によつて名称変更だとかいろいろなことをしなければならぬと思つて、こういうようなものに対する救済規定は何か考へられておるか。

それからもう一つは、ただいま井上さんの御質問の中にもありました、たとへば貸金業法第七条に違反しての預金行為といふような問題がありますが、これは検査当局においても、また大蔵当局においても、そういう事態があるであらうといふことはいろいろ推測されておつたところであり、しかもこの事態は、ここ数年来ずっと継続されてある時期においては、これは黙認されておつたのではないかと申すに誤解を、それらの諸君並びに社会に与えておつた。この事実はまた疑う余地がないと思つて、このことは、黙認は肯定といふようなこともあるが、従つて当然あなた方は、監督官庁としてその責任を果さなければならぬし、あるいは検査当局も、違反行為があれば摘発してそれを処断する義務と責任があるのだが、三箇年間にわたつてそういう義務の行使を怠つて来たわけ、職責を尽すことを怠つて来た。その責任はやはりあなた方が負わねばならぬ。そこで私が申し上げたいのは、先般来われわれは、平明な気持ちでこれらの業界からの陳情書を受取つて読んでみたのであります。しかるところ、今先輩諸君によつて指摘されたように、銀行並びにその他の金融機関が、三万とか二万とか、特に五千とかいふような零細融資の申込みに対しては、ほとんど

ど応諾をしていない。従つてこれらの庶民が、何となくどこかにすがりたいという気持ちでおつたところへ、こういうような金融機関が自然発生的に生れて来て、しかも監督官庁あるいは検査当局は、これを数箇年にわたつて見のがして来た。今やこれが大きな力になつて成長して参り、聞けば百数十万人の預金者がある。しかもその蓄積された預金が三百数十億といふことになつて来ておる。そうしてすべてこれらの者は刑事の違反者である、あるいは貸金業法違反によつてその閉鎖を命じ、営業停止を命じて行くことであるならば、よつて及ぼすところの社会的な影響といふものは、非常に甚大である。と私は思ふ。法律といふものは、申すまでもなく公共の福祉を守るためにあるものであつて、従つてその功罪両方面からこれを厳密に批判、解剖をして、悪質の者はもとより処断をせなければならぬけれども、政府はいわば寛大な方針とか、あるいは成行きを見て、その上処理しようといふような考へであつたか、われわれはあなた方の考へ方を捕捉することはできないけれども、いざれにしても、ここ数年間にわたつて千数百にわたるところの營業体が、ともかくにも、その營業を許されて来たといふこの事実の上に立つて問題の收拾の道をはかつて行かなければならぬと思ひます。従つて、現在そういう金を借りて生きておる人たちの立場、そうして、そういうところへとかく金を預けておる人々の血のにじむような金が、いかにしてそれらの諸君の手元にもどるかといふその方法を十分見きわめて、ひとつ收拾の道

をはかつてもらいたいといふことを、私は強く要望するものであります。さらにもう一つ、時間がありますので継続的に伺つておきますが、国有財産処分について、大蔵当局の意見をちよつと伺つておきたいと思つております。今回中小工業業者が、賠償機械を自分の古いものと新日取替える形において、政府の払下げを受けることができております。しかるところ、その差額金の中には五十万、百万、二百万といふような相当巨額に上るものがある。しかるところ、中小企業者は今金融梗塞、あるいは重税、あるいは営業不振等のために、そういう現金を一挙に繰出すことが困難なる状況に置かれております。そういう場合、これらの諸君は、政府の親切なる配慮によつて、中小企業を合理化するとか、あるいはいろいろの生産を高度化するといふ意味で、せつかくそういう賠償機械を払い下げてもらつたのだが、しかしその金を払ふことのために、高利な金を借りるとか、あるいはその経営が不健全なる状況に陥るといふような面が現実には生じつゝあります。従つて業者は、これに対して、年賦でひとつその代金を払わせてもらいたいという陳情を当局にいたしておると思つておりますが、中小企業を助長、育成するための施策として考へられたこの賠償機械の中小企業業者への交換という、その趣旨から考へまして、その陳情は当然かなえてやるべき性格のものだと思つておりますが、これに対して政府はどういふような方途を講ぜんとしておるか、なお謹じつゝあるか、この点について、政務次官から御答へを承

を承

からも、長いこと大蔵省におつて、保険課の事務官として業績を上げ、その後保険課長に就任したのであります。先ほどおあげになりましたように、いろいろの立法等についても、非常によく働いてくれた人でございます。本来が会社に入つたくらいの人でありますから、かね／＼会社側からも非常に望まれ、自己の希望もありましたので、このような場合におきましては、人事院あるいは国家公務員法等の関係におきまして、特例を認められておるようなケースでございますから、大蔵省の方は円満に退職して、元おりました会社に復帰したような次第であります。しかし大蔵省に在職年数も相当長くて、その間においては、もちろん公務員として、私も存じておりますが、非の打ちどころのないような優良な人物でもあり、また業績も上げた人でございます。大蔵省からまた会社に返つたという点について御意見のありましたことは、私もよく承りますが、それ以上にわたつて、業界の代弁のためにわざ／＼入つて来たとか、そういう意識のもとに働いたとかいうことは、絶対にないと私は確信をいたしておるような次第でございます。

それから将来何でも／＼売り込むかというお尋ねは、昨日もございましたが、これは昨日銀行局長からはつきり御答弁申上げましたように、そういうようなことは、原則としていたすべきではない。また国家公務員法の建前から申しても、できるだけきつようなことはいたしたくない。ただ新しく横浜に相互銀行設立の議が起つて、どうしても専門的な知識の人が必要であるということで、たま／＼昨日

御指摘の人がその線に当つたわけでございます。これは非常な異例の場合であるというふうに私は考えております。今後はそういうことのないようにいたしたいと思つております。

○春日委員 横濱の問題は小さい問題のようにだが、これは人事院の承認を得ておられますか。

○愛知政務委員 これは昨日銀行局長からも申し上げましたように、役員ではないのだそうでありまして、職員として入りましたものですから、人事院に対しては、所定の手続を経て承認を得ております。

○春日委員 それから保険課長の問題について御答弁がありました。大蔵当局は、法律違反をするとか、あるいはカンニングを助長するという意味では、そういう人事行政を行われてないと思ひますが、それは世間の人は受取らない。少くとも火災保険業界から出て、そして保険課長になつて、保険立法を行つて、そして元の会社に返つて行く、こういうような人事行政は、厳に慎むべきだと思ふ。少くとも保険立法を行うには、大蔵省はそういう人を求むべきではないと思ふ。監督するものと監督されるものとの一線というものは、もう少しすが／＼しく画せられなければならぬと指摘したい。こういうことをさしつかえないと言わねば、国民の疑惑がさらに加えられるものだと思うので、そういう言動は大いに慎んでもらいたいと思ふ。

それから話はかわりますが、ただいまのやみ金融の問題であります。それはやみ金融であるかどうかは別といたしまして、必要がそういうようなものを発生せしめて来た。しかも監督当局

がこれを数箇年にわたつて見のがして来て、事態はまことに収拾すべからざる事態になつて来たというところについては、これはそういう業者とともに、一半の責任を監督当局がとるべきか、あるいは監督当局がとるべきか、あるいは監督当局がとるべきか、こういうような諸君があるいは非合法であるかもしれないが、そういうような状況において、とにかくも五千、一万、その資料によりまして三万二千円が平均の融資単位であるのであります。そういうような融資が現実に行われて、一面それが庶民階級から喜ばれておるような面もないわすではない。そうだとしますならば、現在そういうような事態の收拾策いかんというところへ行政の焦点を合して参りましたとき、これをそのままにしてパニックを与えて、何もかも法律に違反するからだめだ、そういうものに携わつた者は逮捕投獄するんだ、こういうようなことでは、問題の解決にならぬと思ふ。これは私の即興的な着想でありますから、御批判を願ひたいと思ふのであります。私自身もお研究を要する問題であります。こういうような法律的にいろいろの疑義のある形態において営まれておる貸金業、こういうようなものを合法活動へ移して指導助長して行く。たとえば信用協同組合の形態に、あるいは相互銀行の形の中に、あるいは信用金庫の形の中にそれを組織がえて行くことのために、当局が一定の期間を設けてこれを輔導して行く。そうして今まで、ある一面において非合法ながらそういう零細庶民に貢献をした人々に対する功罪

を、そこでよくはかつて行く。幸いにけがの功名とはいへ、そこに相当の零細融資が得る資金源がプールされておる。この価値を認めて、そうして一定の期間の余裕を置いて、そういう組織がえを助長するような意思はないかどうか、この点について河野さんの御意見を承ります。

○河野(通)政府委員 私どももいたしましては、この問題については、いろいろ御議論はかね／＼あるものであります。正規の金融機関としてそういういろいろな種類のものを認めて行くことがいかに悪いかは、正規の金融機関として新設する必要がある必要がある必要がないかという観点から考へて行かなければならない。つまり貸金業としてならば、それが正式に適法にやつております場合は、それは社会的必要があつて起つたと思ひますが、それを新しい正規の金融機関として認めるか認めないかにつきましては、それは正規の金融機関の分布の状況とか、社会的、経済的な必要という面から十分考へて行かなければなりません。それを申入れがあつたならば、すべてを——もちろん一定の基準があるわけでありまして、なにか／＼むずかしいと思ひます。ただ問題は、さらに実質的には現在のこれらの貸金業者の金利の状況は、御承知の通り非常に高いわけですから、集められておる資金のいわゆる預金者利まわりと申しますか、これは言葉が悪いのであります。預金者あるいは加入者に払つておられる配当、利息といったものが、月二分ないし三分程度であらうと思ひます。そういういたしますと、年に直して三割以上のものに

なる。これらのものを預金あるいは掛金として、あれだけの利まわりを払うというものは、とてもできつたないと思ふ。一方において貸出金は、現在いへば／＼ありますけれども、大体おしなべて日歩三十銭ないし三十五銭程度が普通でないかと思ふ。相互銀行は、普通の銀行等に比べますと若干高いのでありますけれども、現在大体日歩三銭五厘程度でやつております。そういう高い金利でもつて金を集め、そういう高い金利でもつて貸付をいたしておるといふ一つの状態が、そのまま今申し上げましたような形態の正規の金融機関にはたしてなり得るかどうかという点も、実際問題として十分考へなければならぬ点がある。この点につきましては、せつ／＼の春日さんの御意見ではありますけれども、私はにわかには賛成できない、こういうことを申し上げざるを得ないのであります。

○春日委員 そこで私が申し上げるのは、大体金融公庫が平均二十万円、それから信用金庫とか協同組合というのでも、大体十万円くらいが平均単位になるのではないかと申すのであります。そういう場合、この庶民金融、特に零細金融のための機関ということ考へますとき、融資の最高額をたとへば三万円におくとか、あるいは五万円におくとか、しかもその返済方法を毎日集金するような方法によつて貸倒れを防いで、平易に貸出しの道を開いて行くとか、こういうことがあるいは必要でないかと私も想定されます。そういうことが必要であるので、全国的に三百億近くの預金が集まつて来て、百八十万という人々がそういう機関もとに集結して来たんじゃないかと

思う。この問題はむろんここで可否の決定ができる問題ではありませんので、当局においても諸般の事情をよく御検討願いたい。これに対して非常に手きびしい処置が行われると、百八十万の諸君がきつと大きな迷惑を受けるだろうと思う。しかも今まで金融機関から相手にされなかつたところの諸君が、何となく手がかりを得ておつた、その手がかりがなくなつてしまふ。こういうような点を考え合せて、金融上全体の措置を講じていただきたいということ強く要望いたします。

なお私いろいろ関連事項があります。時間も過ぎているという御注意がありますので、この辺で打ち切ります。特に中小企業者に対する工作機械の交換、これの差額金の納付方法についての分割払いの要請の陳情書が、当局に全国から出ているわけであり、十分御検討願ひまして、中小企業者の窮情が少くともしんじやくされるように要望いたしておきます。

○内務委員代理 大平正芳君。

○大平委員 ちよつとお話は違ひますけれども、小額通貨の整理に関する法律案に関連しまして一点承りたいと思ひます。予算委員会の傍頭、同僚の本間委員から大蔵大臣に對しまして、この法律案に関連して、デノミネーションというふうな見方が世間にあるが、どうかというふうな質問があつたようです。私は速記録を調べておりませんが、正確なことは申し上げられませんが、大蔵大臣はこれに對して、デノミネーションというふうなことは考へていないというふうな答弁があつたかというふうなことは、私この際これを取上げ

ようという気持は毛頭ないのです。またその自信もありません。自信がないという意味は、これはやつた方がいいのだという自信もなければ、またやらな方がいいのだという自信もない。いよいよ相違ないかというふうな気がするわけです。いろいろ文獻を調べてみても、デノミネーションというふうなもの、歴史上どういふ場合に、どのような形をとられ、その効果、影響はどうであつたかというふうなことは、今察見にして私存じないのでございますが、成必を離れて、社会並びに経済の變遷を見ても、どうもあしだをはいて歩いていけるような、きわめてエネルギーのロスをおくような事態が多々ございまして、会社、団体等の經理にいたしましても、また公共団体の予算にいたしましても、零を二つ

どうしてもつけなければならぬというふうなことは、これはきわめて非効率なことではございまして、かつて千円札を出すか出さぬかという議論があつたときに、千円札を出せばインフレを招くのだというふうなことで、しばらく慎重に構えておりましたが、出してみると、非常によくて、金融機関もほとんど元費が省けたというふうなことも伺つていられるわけでありまして、ともかく貨幣行政上、円の取扱ひというふうなことは非常に大事なことで、かような呼称をそのやたらにかえるべきものでないと思ひますが、一体この問題を、大蔵当局におきまして今まで慎重に御検討されることがあるのかどうか。また大蔵大臣は考へていないとおつしやつたのですけれども、考へていないということ

を言明される場合には、どれだけの御

用意があつておつしやられたのか。また第二次世界大戦が終つて以来、各国においてどういふデノミネーションをやつた国があつたのかどうか、その状況はどうか、そういう点につきまして、手元に資料がございませぬので、大蔵当局の御用意のほどを伺つておきたいと思ひます。

○愛知府委員 小額通貨の整理に伴つて、この際デノミネーションをやる意思があるかどうかということ、予算委員会の冒頭の質疑にございまして、それに対して大蔵大臣としては、さういふ意思は絶対にございませぬと、さういふことをお答へしておるわけでありまして、大蔵省としては、さういふ態度を、慎重に研究の上で決定をしておるといふふうに御了承を願ひたいと思ひます。

これから先は、申し上げるまでもない蛇足かと思ひますが、千円札のお話が出ましたが、千円札を出したらインフレになるかどうかということ論議された、その場合と多少この場合は違ふのではないかと思ふのでありまして、何といつてもデノミネーションといふことは、たとえ千円をもつて、某日某時刻を期して一元とするとか一両とするとかいふような趣旨に、私どもはこれを理解してお話したいと思ひます。その中で、さういふ場合におきましては、何といつてもやはり通貨価値を自ら対して、従来なれておる日本人の考へ方からすれば、単純なデノミネーションであるつもりで当局はやつたにしても、やはり通貨価値の変動だといふふうに国民には理解され

て、現在日本の情勢におき

ましては、多少記帳上その他まるが二つか三つよけいになるというふうな不便の点はございまして、通貨価値の基礎に對して、多少でも心理的な動揺や不安を来すようなことは、絶対避けなければならぬということが、私どもの研究の結果の結論でございまして、申し上げるまでもございませぬが、たとえば世界的に見ても、フランの平価が大體日本と同じ程度でございまして、もうフランス人としても、すつかりこれに習熟してきておる。三百六十円をドルとするという考へ方にも、漸次日本人は習熟して来ると思ひますので、今これに手をつける意図は毛頭ないといふことを、はつきり申し上げておきたいと思ひます。なおもう一つ、国際通貨基金との関係におきましても、御承知のように一円につき純金〇・

○二四六八五三グラムということ

が決定されておる。これはドルが三百六十円ということを基礎にしてやつておるわけでございますから、その関係におきましても、私はこの際とるべき方策ではないかといふふうに考へるわけでありまして。

○大平委員 もう一つ。先ほどから俗にやみ金融といわれておる問題につきまして、同僚委員から御質問がありまして、その中で、ちよつと疑問に思ふ点がございますので、銀行局長にお伺ひしたいと思います。正規の金融機関という言葉をお使いになつておられますが、大蔵省の設置法を讀んでみますと、日本銀行とか、あるいは特別法でできておる機関をすつと列記いたしまして、九のところ、「その他金融業務を営む者を監督する」といふように書いてあり、あるいは検査部の項で

「金融機関の業務及び財産の検査」——金融機関という言葉を使つてあるのですが、ここに言う金融機関というのはどういふものを言うのか、組織令を見てもみますと、貸金業者とか、無尽業とか、類似無尽とか、いろいろ出ておるようですが、われわれは、一体この大蔵省設置法の建前から、金融機関といふものをどのようにとつたらいいのか。それがはつきりしないと、先ほど春日委員からもありましたように、大蔵省がこの問題につきましても関連いたしました。はつきりすると思ふので、当局のいろいろ苦悶されたあたりは、われわれも非常に同情いたすわけでございますが、今言つた点、ちよつとと解せない点がありますので、お尋ねいたします。

○河野(通)政府委員 正規の金融機関といふのは、俗な言葉で申し上げたのでありまして、金融機関といふのは、御承知のように普通の場合におきましては、資金を——預金、あるいは貯金、あるいは掛金、さういつた不特定多数の人から一種の預かり金に類するものを一方で預かつて、公衆から金を集めて、さうして貸出しをするというものが、普通にいわれておる金融機関だと思ひます。それで、貸金業者は金融機関ではないかといふと、金融業者はあつたから、これは金融業者だと思ひますが、しかし私も普通いふところの金融機関といふのは、やはり預金者を持つておつて、預金を集めて金を貸すといふのが、本来の金融機関の姿であります。非常に失礼な言ひ分であり

ますが、授ける方の信と、受ける方の

信と、両方やるのが金融機関の普通の場合である、そういう意味で実は申し上げておつたのであります。貸金業者も金融をいたしますから、金融業といつてもいいと思ひますけれども、私どもが普通いうております金融機関の中には、入つておらぬわけでありまして、しからば、貸金業者に対して大蔵省はどういう立場に立つておるかとお申しますと、これは、貸金業者に対しては貸金業の取締りの法律がありまして、届出制をやつておるわけでありまして、届出制があるかいらぬかということ、立法論としていろいろ問題があると思ひますけれども、現在としましては、自分の金で貸し付けたり、資金の融通をしたり、手形の割引をすることは、本来自由なものであります、それが弱者保護の立場から、非常に暴利をとつたり、あるいは金融業法に違反して預金を受けたり、そういうことだけを取締る。それ以外は、本来貸金業者というものは自由なものである。ただ、それに今申し上げましたような二つの制約がついておるといふふうな考え方で、私どもの立場からいいますと、広い意味では一種の金融機関ではありますけれども、私どもがいつておる金融機関の立場の中には、入つておらないのであります。非常に説明がはつきりいたしませんでしたが……。

○大平委員 そういたしますと、金融の業務を営む者という表現と金融機関というのは、違うわけですか。それからその点、もし金融業務を営む者という中に、授信受信業務を営む者という者も入る、あるいは多少あいまいな者もそういった表現の中に含めて考えられておるといふのであれば、これは確かに春日君の言う論説が正しいことになるわけですが、今いう授信と受信両方をはつきりとやるものでなければ、金融機関といわない、あるいは金融業務を営む者といわない建前であれば、そういった金融機関の行政を御担当なんですから、そうでないものは、監督上責任を問われないはずであります、その点はいかがでありますか。

○河野(通)政府委員 いろいろ議論はあると思ひますが、金融機関と申しますのは、今私が申し上げましたような、授信と受信両方をやるのを大体金融機関と考えております。従つてその他の——いわゆる金融業といつておりますが、私どもはこれをわけて、貸金業という言葉をおざく使つておるわけでありまして、正規の——正規という言葉は非常に悪いのですけれども、金融機関とはいえないのじやないかと考えております。

○内藤委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

明日は午前十時から開会いたします。

午後四時四十一分散会